

令和4年第8回(12月)川南町議会定例会会議録

令和4年12月7日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年12月7日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 川上 昇 君 (1) 道路環境の維持・管理について
(2) 町の歴史と開拓の碑との関係性について
(3) 地域コミュニティの活性化について
(4) 川南湿原の管理運営について
- 2 竹本 修 君 (1) 川南町の主産業農業の実態は。
(2) 自治公民館制度が発足し9年を迎える今日の状況を伺う。
- 3 児玉 助壽 君 (1) 新中学校建設事業について
- 4 福岡 仲次 君 (1) 耕作放棄地について
(2) 空家対策について
(3) 通山地区1畝畑農地について
- 5 河野 禎明 君 (1) 乗り合いタクシーの早期導入
(2) 休日、時間外の悪臭通報窓口

追加日程第1 議案第67号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長補佐	河野 龍司 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

ただいま、町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（日高 昭彦君） 改めておはようございます。今朝ほどの建物火災について報告をいたします。

7時前に発生しまして8時過ぎには鎮火をしたところでございます。場所は、唐瀬地区で福寿園のちょっと西側のところでございます。現在は、消防団、地元の2部が警戒をしておりますが、75歳の独り暮らしの男性が亡くなられましたが、今後、警察が完全に鎮火してからの現場確認ということになりますので、今のところはそういうことでございます。

以上です。

すみません、今、地元の2部といいましたが、地元にある2つの部で、部は9部と8部でございます。申し訳ございません。

○議長（中村 昭人君） 日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、6日に引き続き、順次発言を許します。

まず、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告に従い、道路環境の維持・管理について、町の歴史と開拓の碑との関係性について、地域コミュニティの活性化について、そして川南湿原の管理運営についての4件について伺いますので、よろしく願いいたします。

初めに、道路環境の維持・管理について伺います。

まず、道路の役割について、ある資料の文言を借りますと、1つ、人や物を運ぶ、2つ、ライフラインの空間を提供する、3つ、住みよい町づくりに役立つ、4つ、災害のときには避難路になる、5つ、災害から町を守る、6つ、町の形をつくるなど、道路には毎日の暮らしに大切な幾つもの役割があります。これは、本町の町道にも当然言えることで、常に良好な状態を保つために、日常的な維持、修繕を行う必要があることは言うまでもありません。

そのためには、道路の巡回パトロールを行い、道路施設の劣化や破損箇所などの早期発見に努め、応急的な補修も行うなど、状況により適切に対処することが求められます。

もちろん、本町の担当部局におかれましても、鋭意当該事業に取り組まれていることは十分承知しておりますので、念のため申し添えておきます。

ところで、道路の維持、補修といっても、これに関わる事業は道路維持事業、道路補修事業、橋梁維持事業、橋梁補修事業、道路緑化事業、交通安全施設事業や町道に関する通報、要望への対応が考えられますが、本日は、道路補修事業についてお尋ねいたします。

道路の補修は、路面を常に良好な状態に保つことにより、沿道環境の保全をはじめ交通の

安全や車両の快適な走行を保つことを目的としています。近年では物流の変化に伴って増加してきた大型車両や超重量車両の通行による騒音対策とヒートアイランド対策が課題と言われております。とりわけ、本町の塩付工業団地周辺においては大型車両の通行に伴う騒音対策や著しく傷んだ舗装路面の打換え工事が急務と痛感しております。

改めて言うまでもなく、日ごろのパトロールから私が申し上げた道路の状況は十分把握されておられることでしょう。私の記憶では、確か平成元年ごろの道路改修工事から既に30数年経過しますが、いまだ一度も打換え工事は行っておりません。しかし、平成30年9月の本町建設課による舗装の個別施設計画では、全く対象となっております。この道路環境の維持、管理に関する町としての基本的な考えはどのようなものかお聞かせください。

その他の質問については、質問者席で伺いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、道路は住民生活に非常に大切な、必要な、基本的なインフラであるというのは十分認識をしているところでございます。それについては、それについてはというのは申し訳ありません。維持、管理、補修含めて、いろんなことについては、優先順位を決めてやっているところでございますが、細かいことは担当課長に説明させます。

○建設課長（黒木 誠一君） 維持、管理の基本的な考え方については、議員が申されたとおり、個別施設計画を作成しており、5年前に見直しを行っております。また、その他、町道に関しましては、要望書や道路パトロール調査等により工事の必要がある箇所を緊急性などの優先順位を決めた上で工事、修繕を行っております。さらに、町民からの要望等に対しては、要望等処理簿を作成し、会計年度職員及び維持管理業務委託にて対応しております。

また、特に交通量が多い車両が通行する塩付工業団地周辺道路については、国道10号線からの入り口であります2級町道新黒坂甘付線は令和5年度道路調査を実施し、舗装の状態、対策内容、実施時期を計画する予定でございます。その他の町道につきましては、緊急性を判断し、対応していきます。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。冒頭に申し上げた町道、私、黒坂孫谷線という名前で、私どもは認識していましたが、今おっしゃられた新黒坂甘付線ということになろうかと思えます。

おっしゃったように、塩付工業団地、私が先ほど申し上げましたけれども、非常に大型車が通行が多いということでもう御認識はいただいているんですが、なかなか大変な道路であります。もう30年以上近い工事をやられているというふうに思っております。

実は、そういうことで、後でも申し上げますけれども、いろいろ道路と車両が走行するときに発生するいろんな異音ですとかありまして、地元でも非常に何とかならんとやろうかいという話もあるもんですから取り入れさせていただきました。

それから、それと同じように、さらに比べようがないくらいひどい道路があるのは御存じ

だと思うんですが、大雨が降ると非常に傷む道です。これ国道10号線の児湯食鳥の南側から入る道路で、原種豚センター、経済連の原種豚センターの横をってクボタ、農機具のクボタがあるんですけど、北部センターの横をって段ボール会社のコバシ、そこまで走っていく道なんですけど、かつて戦争、さきの大戦の遺産とでも言うんでしょうかね。排水路、コンクリートでつくった排水路が距離にしてどのぐらいでしょうか。300、400メートルぐらいは知っているかな、もう少し走っているでしょうか。そこが道路の半分以上、大部分を占めているものですから、すごくひどい道路です。もう通られた方は分かるでしょうけど。しょっちゅう詰まったり下から排水が吹き上げたりやっている道路です。町内の町道で、舗装された道路では一番傷んだ道ではないかというふうに思っているんですが、ここも含めて、何とかしていただきたいなというのものもあるものですから、これ一般質問ですから、特別要望をこの場で申し上げるということではないんですけども、ひとつその認識をしていただきたいなというふうに思いますが、今申し上げた、後で申し上げたクボタの前を通る道路、これについて何か感想なり、何か予定なりお持ちでしたらお聞かせください。

○建設課長（黒木 誠一君） 議員おっしゃられたとおり、とても大切な道路ですので、町民の皆様からの要望や現状をさらに確認していきながら、規模が大きく対策が必要な箇所については、工事請負費等や緊急性や優先順位などを判断して、これからも計画を立てて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 私、個人的には、私の持つ役場担当課、建設課に対するイメージは、日ごろからすぐ補修をやっていただくフットワークのよい課だというふうに思っております。現に今までも即日に補修していただいたり、翌日にはもう完了したりしておりますのでイメージは悪くないんですが、ただ、そういう部分的な補修はそういうことであったとしても、やっぱり大々的に道路を打換えるですとか作り換えるとか、そういったことになってくると、先ほど、課長おっしゃったような個別計画、舗装の個別施設計画というのがありますね。ホームページからネットで見える部分に入っているんですが、そういったことで町として計画を持っていらっしゃるんでしょうけれども、やはり、何せ工業団地で何度も申し上げますけれども、大型車が通る、しかも夜中に通るということになれば、傷みが激しいというのは言うまでもありません。もちろん、国道とか通行量の多い県道に比べるとそれは少ないんでしょうけども。

ですから、幾度となく建設課のほうにも、過去にも申し上げてきましたけれども、打換えの予定はないのかというようなことで申し上げてきたんですが、それなりに検討しながら補修計画をしているということでした。

先ほど、この新黒坂甘付線について何かおっしゃいましたけども、ちょっと私メモし損ないました。ちょっとあの件、今一度、お聞きしたいんですが、よろしいですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 2級町道新黒坂甘付線は、令和5年度町道調査を実施し、

舗装の状態、対策内容、実施時期を検討する予定です。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） そうしますと、来年度、調査開始ということなんですね、分かりました。一つでも進めていくということであれば、地元でも、地元の皆さんでも説明のしようがありますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、工業団地に関わる事故について一つ併せてお聞きしたいことがあるんですけど、当然、製造業も存在することですから、先ほどから申し上げているように、大型トラックの横持ちとかの輸送がやっぱり多いんですね。当然、深夜の運転も連日行われております。地元の業者も具体的に申し上げますと、村里運輸、それから六車運輸については、夜中はやっぱりゆっくり走行されているような気がします。ときどきやっぱり県外から来たトラックが10号線の交差点を海岸のほうに向けて走っていきだすと、ちょうど我が家の自宅前でスピードがちょうど乗るころで、ものすごい音を立てて通行していきます。夜中ですけどびっくりするんですね。それからちょっと寝つきにくくなるというのが日常でありました。

それと、昨年度のちょうど今ごろ、年が明けてからでしたか、マンホール、上水道のマンホールの部分が、マンホールといいますか、ちょうど連結部分になるんですけど、マンホールがあるところになるんですが、そこがどうしても道路全体の路面が沈む、ところが上水道のその部分は沈まないということになるのかな。段差がつくもんですから、やっぱりやり換えてくださいということで、あれは建設課と環境水道課かな、合同で補修していただいた経緯があります。

そのときはよかったんです。ですがまた、激しい音がするんですね。ばかんとやっています。ちょうどそこを通ると、しかもスピードが乗っている場所ですし、やっぱりちょっと大きい車がちょうどそこを通る場所になるんでしょうね。すごい音がします。

そういうことで、結構、私も苦情を言われて、だけど、町も計画的に補修をされているかなと思ひながら、あまり言ってもなというのもあつて、しょっちゅう言っているわけではないんですが、とにかく大きい音がすることは間違いないですね。ぜひ来年度から調査ということですが、実は本年度から何かやってよというような気もするんですけども、ひとつ計画的にお願いしたいなというふうに思います。

このことはいくら申し上げてもここで何か進展するわけではありませんから、そのことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

それについて、担当課長、何かもう一つ、御意見ございましたらお聞きします。よろしくお願ひします。

○建設課長（黒木 誠一君） やはり、議員おっしゃられたとおり、要望や危険箇所については、町民の皆様からの要望書や職員のパトロールを実施しておりますが、気づかない点もありますので、今後とも建設課のほうに御指導よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） どうぞよろしく申し上げます。

それでは、続きまして2番目の、町の歴史と開拓の碑との関係性についてということでお聞きします。

御承知のとおり、かねてから工事を重ねてきました総合福祉センターもこの10月から供用を開始し、役場の周辺も落ち着きを取り戻しました。かつて役場と町公民館に挟まれ建っていた元県知事の故二見甚郷氏書で作られた開拓の碑がびかびかに磨かれて、再び姿を見せました。しかも威風堂々と役場入り口にあります。あの場所への建立には何か特別な思いでもお持ちだったのか、まずはお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

移設に関しては、敷地内での移転ということで、特別な式典というか、そういう行事は行いませんでした。当初は、土地改良区のところに移設を考えておったわけですけど、役場の入り口ということで、我々としても議員からも過去にもいろいろ話をさせていただいておりますが、開拓というものに対する町の姿勢ということで、話が長くなってしまいましたが、役場の正面に、やっぱり目につくところに我々もしっかり歴史として認識するために、あそこに移設を決めたところでございます。

これを機会に、今後いろんなことも考えながら、次の代にしっかりつないでいきたいという思いであります。

○議員（川上 昇君） 質問通告書には、町の歴史と開拓に関する慮りはということで書いておりましたけれども、ここで町長からの忌憚のない御意見を聞こうと思っていたんですが、先に言っていただきましてありがとうございます。私が何を申したいかというのは十分おっしゃられていると思うんですけども、実は、昨日同僚議員が開拓についてはたっぷりと説明を行っておりました。本町の歴史とは切っても切り離せない開拓であることは御存じのとおりであります。私もこれまで幾度かいろんな場面で意見を述べてきましたけども、近くでは、平成元年6月の一般質問で開拓記念の日を制定してはいかがかと申し上げております。開拓記念の日の「日」というのは「デイ」ですね、月日の「日」の「日」です。を制定してはどうかということで申し述べました。その際の町長の答弁を要約しますと、これ、実は議会だよりに掲載されている文面ですけども、開拓の歴史は苦難の歴史で、くわ1本で築いていただいたと経緯を表す。明治、戦後、そして現在の移住定住を含めた第3の開拓と認識している。今後も歴史についてしっかりと次の時代につなげていく大切なものだと思っている。今日の時代を作っていただいた、そしてチャレンジする精神を込めた開拓というものを大事にしていきたいと。特に記念日というより町のイベントなどで何らかのテーマを持って取り組んできたらと思っていると。開拓は未来に向かうチャレンジだと信じるので、何らかの形でやったほうがいいなという気にはなっていると。具体的には、これから検討していく、そういった内容でありました。

この答弁から3年6か月が経過するわけです。具体的にこれから検討すると言われた内容についてどんなものであるのかお聞かせ願えればありがたいです。

○町長（日高 昭彦君） これに関して、昨日も答弁をさせていただきました。川上議員から以前本当に熱い思いで開拓の日、デイについて、我々も、私個人としては本当に積極的な思いはずっと持ち続けながら、タイミングを見ておりましたというか、今のところ新しい中学校建設に関連してこれまでの歴史、いろんな遺跡等もありますので、いろんなものが展示できるような、そういう形で、町民の皆様とともに学ぶという場をつくれたらいいなというところで検討を始めようとしているところでございます。

○議員（川上 昇君） 御存じのとおり、私の家が開拓地であるというのも一つはあるわけですがけれども、町の歴史で開拓が切っても切り離せないということもあります。全てが全て、川南町が開拓だということでもないというのは当然存じております。ただ、開拓抜きでは語れないよねということで、全国3大開拓地の一つだというふうに、日本3大開拓地の一つだというふうにも言われておりますし、そういうふうにも言っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

先ほど、町長おっしゃったように、場所としては、福祉センターがあそこにあるということでは移設はやむを得ないなというのは十分に分かるんですが、新たな場所はどこかと考えたときに、先ほど言われたように、土地改良の土地のすぐ近く辺りになるのかなというふうに認識はしておりました。思っていました。ですが、冒頭申し上げたように、冒頭というか、先ほど申し上げたように、ぴかぴかに磨き上げられて、もう町の顔といいますか、役場入り口でどんと、大通りからも見える場所で、しかもすぐ横に緊急車両と書いてあるんですが、ここでイベントしてくださいよというような場所がちゃんとあるわけですね。ハード的には揃ったかと思えます。

1つ例を挙げますと、高鍋町には町民の日というのがあったみたいです。具体的に何をやっているかというのは細かくは調べてはいませんが、別に川南の日と、川南町の日というのを作ってほしいと言っているわけじゃないんですが、何かしら町としても、高鍋町の町民の日、ですから、川南町も何か町民の日というか川南の日というか、開拓の日というか、そういったのもいいかなというふうに思うわけです。

申し上げましたけれども、場所としては、ハード的には揃いましたが、それについていかがお思いかお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 開拓について、今回の石碑というか、その場所、それから中学校の建設のこと、今度、町制施行70周年ということがあります。そのときに、写真展等はやりたいという思いであります。

以前、議員がされておりました開拓まつりというんですか、開拓祭、それを最終的に今回で区切りをつけるというときにも、私も立ち会わせていただきましたし、その思いがありますので、大変もう申し訳ないんですが、必ずやそれは、どんな形であってももしっかり何か高鍋

町の町民の日であれば川南町にとっては開拓という思いをいい形で表現したいなというふう
に考えております。

○議員（川上 昇君） 同じ内容について、副町長、何か思いがございましたらお聞かせ
願えません、すみません。

○副町長（押川 義光君） 以前から何度も川上議員から御質問をいただいております、
こちら側としても、いろいろ協議をしております。それで、当然リップサービスではないん
ですけれども、開拓の町だというふうに、いろんところで私たちもやっぱり挨拶を申し上
げます。

そういう思いが、土地改良の横よりもやはり正面だよねという話になって、現在の位置に、
鎮座したと申しますか、作った、移設したというところでございますし、もう一步踏み込ん
で、議員おっしゃるような議論も今、内部ではしております。

先ほど町長からありましたとおり70周年の記念の日でもどうだろうかという話もあったん
ですが、ちょっとまだ煮詰まっていない状況であります。ただ、前向きな方向で、展示場の
話からいろいろ行っている状況ではございます。つまり、令和元年の議員の初めての質問の
ときから、かなり前向きに検討を始めたという状況でございますので、御理解いただければ
と思っております。

○議員（川上 昇君） 皆さんおっしゃられたように、かつては川南町開拓農業組合員で
したかね、そういった組合もございました。そこが尾鈴農協に吸収合併されたということで、
今無理して、どこが窓口かという尾鈴農協ということになろうかと思えます。

あそこ、毎年毎年、かつて唐瀬原中学校の上のほう、山側に開拓農協の事務所がありまし
て、そこで開拓祭というのをやっております、最近ではさっき言われたように、70周年記
念大会、あるいは60周年もやってみたいです。

今度迎えるのは、80周年するかどうかということですが、言い出しっぺの元気な方が実は
亡くなられて、さてどうしたものかと、誰だかが考えているかどうか分かりませんが、
そういった続いてきたイベント、あるいは行事については大事にしたいなというふうに思う
ところです。まして、町のほうもそういった形、どういった形になるか分かりませんが、後
押しなり先頭を切っていただくなりしていただければ、そういう意味では、開拓に関わる人
にとっては、非常にありがたい、元気の出ることだなというふうに思います。

ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思うところです。

それでは、そういうところで、次の質問に行かせてもらいます。

地域コミュニティの活性化についてということです。平成26年の4月から本町では6つの
自治公民館制度を取り入れ9年目を迎えようとしております。言うまでもなく、これまで時
間が経過すると、それぞれの公民館活動に特徴が見えてきたように思われます。当然ながら、
地域性や人事の特徴がありますので、それはむしろ当たり前のことでしょう。

しかし、町として当初は各公民館に職員を走らせ、できる限りバランスを取りながら6つ

の公民館に差がでないよう、調整する考えであると公言されていたような記憶があります。

その部分を含めまして、現在、各公民館との連携、町としての連携の手法はどういったものなのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 各地域にあります自治公民館との連携につきましては、各自治公民館で企画や計画されたイベントや行事、広報誌の作成、自治公民館の運営等において必要に応じてサポートをしているところです。

また、各自治公民館への行政からの依頼やお願い、行政行事の調整などにつきましても、月1回開催しております自治公民館長会で意見交換等を行って、行政と各自治公民館との連携を図っているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 町としては、そうですね、どうしても、当然自治公民館ですからそれはそれなりの特徴が出てくるというのは、当然それは推測済みであって、現在のような状態になるのも当然想定内ということになるかもしれません。日々頑張っておられるというのは、十分分かっておりますが、だからと言って、毎月やっております公民館長会議が全てだということではないんですよ、お聞きします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 自治公民館長会の中だけではなくて、各自治公民館長から依頼があったときには、職員が駆けつけて応援等を行っているところでありまして、意見交換等については、職員が対応して、きちんとされているというふうには考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。ちょっと前後します。9年目を迎えております。現在のそれぞれの自治公民館について、その活動について町長の率直なお気持ち、お思いをお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 今9年目を迎えて、いろんな形があるかと思えます。どういう視点でものを言うかということになりますが、当初、私のイメージとしては、6つの自治公民館というのは、6つの独立国家というか、行政の下部の組織だというイメージを持たせていただいていたところです。つまり、自主的に動いていただく形が一番いいんだろうと想像はしておりました。

現状よく言われたのは、過去には分館があって振興班あったと。それが分館がなくなって自治公民館からそのまま振興班に来たから距離があると、非常に親しみが湧かないというのをかなり言われた経緯はあります。

よって、過去の分館とは言いませけど、区という形にもう一度、呼び直しましたが、その存在が必要である地区はそれを十分活用していただきたいという思いで進めているところがございます。

繰り返しますが、基本には、まず自分たちで動かしていただくというのが、私としての願いでございまして、結果として6つの自治公民館がございまして、一言で言うなら、地域性、

それから温度差に近いかもしれませんが、そういうことがあるのは事実であります。それをもう少し前向きにやろうと、人が集まるような地域づくり大会をやろうといろいろ動いていただいて、ある意味、第2ステージに入ったというつもりでございましたが、残念ながらコロナということで、今のところ、活動としては停滞しております。

最終的に今、我々世代が、議員も含めて、明らかにそういう組織があるもんだという前提で、過去の集落、田舎というのは存在していたと思うんですが、今は、いろんな、中学校で部活が重なっているような状態で、いろんなサークルに所属しながらゆるいつながりを求める若い方たちが増えているのは事実であります。

結論から言うと、非常に私も苦しんでおりますが、これが新しい時代の中でできる地域コミュニティだということ信じながら、新しい川南の形、模索できたらなど、職員とともに考えているところでございます。

○議員(川上 昇君) 今町長おっしゃられたように、各世帯と、特に振興班に加入されていない方については、もう分館というか、区というか、公民館になった途端に距離があると、距離ができてしまったというのは事実かなというふうに痛感をしております。これは、東地区でもそう感じる、恐らくほかの地区でも同じかなというふうに思うんですが、さて、それをどういうふうにするかというのが、今後永遠の課題かなというふうに思うところですが、果たして、だから、昔で言っていた末端行政といいますか、一旦、外側のその行政の組織がどれだけの働きをするのかというのがやっぱり大事な課題なんでしょうけど、なかなか難しいことかなというふうに思うところです。

言われたように、若い人たちの、若い人たちと一言でくくるわけにはいかないんですが、私が思うその昭和30年代、40年代に比べると、今はさすがに、例えば行政に対する、あるいは大人同士のといいますか、近隣の人たちのコミュニケーションが我々の時代とは違うのかなと、薄くなってきたなというのを感じております。

ですから、どこからどこまでが昔のようにというふうに言えるかどうか分かりませんが、課題も大きいなというふうには感じているところです。

それと、関わるかどうか分かりませんが、地域コミュニティを礎とした活動交付金、この実施計画書もあるんですが、活動交付金について伺います。

かつての分館時代は活動資金は各家庭、各世帯から支出しておりました。お金を払うので、自分の財布からお金を出しますから、地域住民も自分たちの分館活動だという参画意識が強かったと思います。私ももちろんそうです。現在は町から交付された財源ですので、住民の思いはそれなりに、様々な受取り方だと思っております。

町としては予算組のため当然様々な計画を立てて予算を編成されていることとは思うんですが、その目標と成果についてということも、この計画書には書いてあるんですけど、どういった計画、どんなもので何を趣を置いた計画をされているのか、お聞かせください。

もちろん、これはこの計画そのもの、その予算そのものを私は否定するものではありません

ん。ただ、予算を組む時にどういったのを考えて組まれているのかなということをお聞きしたいなと思ったものですから、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にありました活動交付金の目的ですけれども、地域の連帯意識の高揚及び住民福祉の向上を図るために交付するというふうにしておるところです。

各自治公民館において、目的達成のために活動を行っていただいておりますけれども、活動が広がっているところとか、以前からの活動にとどめている、活動がなかなか自治公民館においても違いが出ておるところもあります。

これを踏まえまして、それぞれの地域の連帯意識の高い、低い、またそれぞれの地域における住民福祉に対する認識のずれなどが活動交付金の成果の違いになっているというふうには感じているところでありまして、先ほど、議員がおっしゃられたように、各世帯から抛出していたという、参画という意味では、住民が参画する意味では全てを活動交付金で賄うのもちょっとどうかなというふうに感じているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） いずれにしても、まだ9年目、されど9年目である程度形ができて当然なんですけど、しかし、その予算についても活動交付金なんですけど、暗中模索といいますが、模索しながらの事業かなというふうに思います。それなりに分かりました。計画を立てて含まれているというのは分かりました。

それから、当時も聞きましたが、町職員のこういった公民館活動への参加、参画といいますが参加については、自治公民館担当職員制実施要綱というのが執行されたということなんですけど、これについては、今どういった状況で執行されているんでしょうか、お伺いします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 職員の公民館活動については、実施要綱をつくりまして各職員に手伝っていただくようお願いをしているところです。

また、行政経営会議等を通じて、公民館活動だけでなく、地域の各種コミュニティ、いろんな形態があると思うんですけども、その参加につきましても、常々、町長、副町長から促されているところでもあります。

町内に在住している職員につきましても、振興班活動や公民館活動で何らかの地域行事等でよく見かけているという話も町長、副町長から伺っているところでありまして、ただ、コロナの影響もありまして、ここ2、3年は行事や活動がなかったため、そういった活動が職員から遠のいたというふうにご考えております。このため、今後の行事や活動等は再開されていく中では、再度、職員に積極的に関わるように促していくものと考えておるところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 分かりました。ありがとうございます。担当課としても非常に、特に課長におかれては様々な責任を感じていらっしゃるのかもしれませんが、コロナの関係でなかなか思ったような活動ができていないというのは、十分承知しておりますので、しかし、

これについてはやっぱり改めて伺おうということで質問をさせていただきました。

そのほか、町職員の町外居住、これは様々事情があつてある意味しょうがないんですが、町内居住でも振興班に入っていない方が実は4年前いらっしゃったということです。時間の都合でちょっと今日はお聞きしませんけども、いろいろ事情があるんですが、できるだけ地域のそういった組織に参加するよとということをございまして、していただけるとういかなというふうに思っております。

そのことを申し上げて、次の質問に行きたいと思ひます。

川南湿原の管理運営についてということなんです。先月16日付の宮崎日日新聞の14面、地域版なんです、そこにある「うすでこ」というコラムで、都農支局長である記者の方が記事を投稿されておりました。

もちろん皆さんの記憶に新しいかと思ひます。ありがたいことに記事の半分以上がこの川南町の湿原へのすすめといった内容で、ある意味PRだったんですが、後段では、観察道、観察をする道ですね、観察道の安全面を踏まえた不具合の指摘でありました。改めてその部分を紹介しますと、観察道は腐食による木柱のぶらつきや床面の沈み込みが目立つ。掲示物で注意喚起しているものの、歩行に不安のある人や子供の受入れは十分だろうか。幅広い利活用につなげるためにも安全には万全を期してほしいと考えるといったものでした。

私も実は、この記事に促されたということなんですけれども、現場を見たんですが、西側園路ですね、西側園路のほうは柱がやっぱり3本ほど、もう明らかに3本ほど傷んでおりました。中にはもうロープで宙づりになっているところもありました。床板も2枚ほど傷んでいましたね。それから、トンボ池があるんですが、トンボ池の周辺、ここ入り口から2本ともぼっきり折れて、見るも無残な格好をしておりました。

それから、園路っていうんですかね、斜めにこう走るところが5本も6本も、1本、根本が燃えたような柱がありました。

それから、南側園路、ここは6本か7本ぐらいありました。もちろん教育委員会のほうでは把握されているかとは思ひますが、それから、これ湿原の敷地になるのかどうか分かりませんが、北側にハウスがあつて、そこにフェンスが立っているんですが、あのフェンスは町のものではないのかもしれませんが、あの横を走っている敷地は町かな、これ倒れてきている、フェンスが倒れ込んできていました。そういったのを御存じかどうかあるんですが、宮日新聞の記事で指摘がありました。

この指摘については御存じかどうかをお伺ひします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの川上議員の御指摘のように、私もその辺については承知しております。具体的に言いますと、観察道につきましては、北西側の湧水池付近のところ、特に危険な状態になっていますので、安全確保のためのラミネート等置いておられますけれども、実は、修繕費として30万円ほど計上してございまして、どのように修繕していくかというものを湿原を守る会と協議をしたところでありまひます。

そして、平成16年に町内業者による設置をしておりますので、その町内業者に現地を視察して修繕方法について、どのように修繕していくかということと協議しております。そのときの木材が、実は外国産の木材を使用しております、その木材が現在、外国産から入ることができない状況になっているということで、国内産でやっていく方向で考えていますけれども、守る会の方たちの意見も聞くと、景観を損なわないように、やっぱりこうしてほしいというようなこともありまして、現在その方法については、町内業者、守る会と協議を進めながら、つい最近、安全を最優先するためには、順次やっていかないといけないということで、北西側も含めて東側のほうも、私も見ましたけれども、私の目視では10本以上がやっぱりこう老朽化しているということで、担当職員には、順次、安全を最優先してするようにということで指示をしております。

そういう現状から、本当に安全確保には努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 今のお話を聞きまして、少し安堵いたしました。もう当然そういった指摘は御存じで、計画的にしていくなのだよという話のようです。

この湿原は川南湿原植物群落ということですが、これは文化財保護法、川南町文化財保護条例、それに基づいた川南町湿原植物群落管理規則、さらには平成29年6月の定例会で議員発議で、翌30年の4月1日施行された川南湿原植物群落保護条例というのがあります。数少ない議員発議の条例なんです、そういったのがあります。このことが根拠で湿原を管理ということで間違いないですよ。

○教育長（坂本 幹夫君） 川上議員の言われるとおりでございます。

具体的に申しますと、川南湿原を守る会、今6名おられますけれども、そこに指定文化財環境事業を業務委託して、運営している状況であります。

主な業務内容としては3つほどあります。1つ目は川南湿原植物群落監視等業務委託でございます。主な内容としまして、4月15日から先月11月30日まで、開園期間中の園内の植物の監視と環境整備、それから来園者の案内等、それから地下水の調査も業務委託しております。ただ、地下水の調査につきましては、専門的な見知から宮崎大学の教授に入ってもらっています。これまで26か所に地下水の水位が測れる装置を置いていたんですけれども、不具合が生じて、本年度からまた新たな設置箇所ということで28か所を行いまして、水位を17年度と比較しております。

水位については上昇傾向にあるのがほとんどですけれども、東側周辺の一部がやや水位が低下しているということで、乾燥化が懸念されるということも聞いておりますので、その対応を考えているところであります。また地下水の湧水量につきましては、4か所に設置してございまして、これについては今のところ問題がないというふうに聞いております。

来園者関係についても、すみません、2つ目が指定文化財環境整備事業委託ということで、湿原のほかに指定文化財の草刈り等の作業委託をしております。

それから、3つ目が川南湿原進入路の草刈り作業委託でございます。

また、川南町シルバー人材センターにおかれましては、週1回の川南湿原管理等清掃業務を、委託をしています。

近年、県内外から来場者数もだいぶ増えてきました。団体等を管理している教育委員会としましては、本年度は328名ということで、昨年と比べると218名増えております。また教育課程にふるさと教育を位置づけておりますので、小中学生の来場もありまして、ますます期待が膨らむところでございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 実は、この実施計画書の中に湿原を守る会の委託というのが載っておりまして、監視、それから案内、そして環境整備ということで、文言はあるんですが、これ以外にも地下水とかの委託されているということです。

委託料が、文化財保護費の中で含まれているということだったものですから、それと宮日の指摘があったものですから、伺ったところです。

ところで入口から真っすぐ行きますと、道はずっと民有地の方まで多分続いているんですが、左に行くと西側沿道のほうに行くんですが、その奥に碑があります。御存じですか。開削の碑、読みにくい削という字が、開削の碑って書いてあります。これ調べてみると、削という字が開拓の意味を要するというようなことを書いてあるんですが、この碑、御存じでしたか。

これ、湿原の敷地にあることなんでしょうか。伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） すみません。そこにつきましては、まだ認識不足でございますので、早期に現場を確認したいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） あんまり大きい碑じゃないんですけど、あれが、場所が湿原の中であれば、当然町の持ち物といいますか、管理が町かなと思ったものですから、非常に捨てられた、誰にもかわいがってもらっていないような碑であります。持ち主なりなんなりを調べられて、仮に町のものであれば、少し手を加えてやらないと、罰が当たるかなと思ったものですから申し上げました。

それから、10号線から湿原までの道路、舗装されているんですが、左側が多分、国立病院の敷地かな、大きい木が立っているんですけど、杉とか雑木、カシの木とかクスノキとかあるんでしょうが、根っこが生えて、路面をぼこぼこにしているんです。その根が。御存じですか。ボコボコしています。いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） 湿原に入る道路の狭さ等については認識しておりますけれども、その根っこがはみ出ているような、ぼこぼこしている状況についても、まだ認識しておりませんので、また意識してみたいと思っております。

○議員（川上 昇君） 左側通行ですから車は、左を走っていくとすぐ分かります。びっ

くりします。根っこの山をまたいでいっている、まさにそのとおりです。まずよろしく願
いします。

御存じのとおり、平成30年5月12日から3日間、串間市と川南町で第12回全国草原サミッ
トシンポジウムというのがありました。草原、湿原の文化財としての価値を認識し、未来へ
継承するために活動しようと、多くの団体、個人が集まりました。

ほっとけば時間もかからず原野になるであろう草原、湿地です。小まめな管理が求められ
ることは言うまでもありません。今後の課題は十分に見えていると思われませんが、どのよう
なお考えをお持ちなのか、最後にお聞かせいただければありがたいです。よろしく願
いします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいま私の知らない部分も含めていろいろな御指摘を受け
ましたので、そこを謙虚に受け止めて、そして湿原を守る会と協議を重ねまして、その問題
を共有して、一つ一つ解決に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） なかなか自然が相手で大変でしょうが、ひとつよろしく願
いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

ただいま教育課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○教育課長（山本 博君） 先ほどの川上議員の御質問にお答えいたします。

開削の碑が、敷地内にあるかどうかということの御質問でありました。確認しましたとこ
ろ、湿原の敷地内にありましたということです。

開削の碑ということで、この開削という意味が、山を切り開くという意味合いがあります
ので、開拓の碑というような意味ではないかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（中村 昭人君） 引き続き一般質問を続行します。

次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 質問通告書に従い、次の2点について、初めに町長に御見解を伺
います。

現在、川南町の主産業である農業について、私は岐路にあるのではと思っております。特
に、土地利用型の露地園芸農家であります。

9月の定例議会にて、同僚議員が今日の状況を述べられましたが、私も同感であります。

川南町は1戸当たりの所有農地面積が大きく、所得も県下では上位に位置していると、私自身は思っております。しかし、人口減少とともに農家数も減少し、特に田畑を利用する露地園芸農家への対策はできないか。でなければ遊休農地等は増大するのではと思いますが、町長の見解を伺います。

もう一点は、自治公民館制度が発足し9年たちます。24分館制度から6地区の自治公民館にて、それぞれ活動されています。私も発足当時の地区座談会にはほとんど出席し、意見等をお聞きしましたが、その当時と比較すると、各振興班、各自治公民館、町行政とのパイプが薄くなっているのでは、特に人口減少に伴う振興班の減少で低下しているように思えてなりません。

このような現況を打破するために、4月当初開催されていた新旧の振興班長会を開催し、町の年間の行事、問題提起を行い、町自治区振興班の流れをつくるべきだと思いますが、いかがですか。コロナウイルス感染の状況もあると思いますが、町長の見解を伺います。

詳細については、質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

2つほどいただきました。1つは農業、特に露地園芸についてでございますが、議員が言われるとおり、本当に岐路に立っているというのは、私も一農家として非常に痛感しているところでございます。

そんな中で、今、国も含めて、今後の人・農地プランというのが法定化、ちゃんとしなさいということで位置づけられております。それぞれの個人の農家には、それぞれの事情があって、特徴があるかと思いますが、それを含めた一体的な取組を、遊休農地のことも含めて、今後当然進めるべきでありますし、その必要性を感じております。

昨日も同じような答弁をさせていただきましたけど、岐路にあるということは、これからある意味可能性を持った農業の展開も、一部にはできるんじゃないかと捉えているところでございます。そこは、また詳しいことは、後ほどでも担当課長のほうに説明をさせたいと思います。

もう一つの振興班のことですが、すみません自治公民館のことですが、先ほどもあの質問がありました。今新しい形のコミュニティをどうやったらつくれるかというのを、本当に考えております。

実は、若い人にとっては、私も、明らかに若い人とは違う世代になってしまいましたが、この緩いつながりがあるから、川南町に住みやすいという方たちがいるのも事実であります。

しかしながら、地域として我々が存続するためには、し続けていくためには、やはりそこにもう一つ手を加えて、この地域のつながりというのは、しっかりともう一度作り直すべきだと思います。それに関して必要なことは、過去との比較だけではなく、やっぱり未来に向けた新しいつながりというのは、つくりたいと感じているところでございます。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

農地の管理状況についてということで、問1から3まで書いておりますが、最初に、今の現況の認定農業者の現状はどうかということで、数字等がありましたら、お願いしたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

川南町の認定農業者につきましては、今373経営体ございます。そのうち稲作を含めた露地園芸については132経営体となっておりますが、個人での経営が多くて、法人化されているものは、そのうち13経営体にとどまっているような状況です。

あと、露地園芸については、個人で大規模経営を行っている経営体も年々増えてきておるような状況でございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 先ほど、373経営体から132経営体が露地園芸というか、そういった経営体だということですが、この中におきまして、私が今認識をしておりませんので質問したいと思うんですが、その中におきまして、露地園芸の中で、規模の大きいところ、若干そういった形の、これは3番目に中間のあれには関係するというふうに思うんですが、そういったもののひかえた農家戸数は御存じでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

稲作を含めた露地園芸が132経営体とお答えいたしました。そのうち比較的規模の大きい、一応10ヘクタール以上の経営体の数で言いますと、法人を含めると47経営体ございました。

以上でございます。

すみません。畜産農家を除くということで、露地園芸でお願いします。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 132で、先ほど言われました47経営体、これは畜産は入っていないことですね。

これらにつきまして、ちょっと3番目のことを先にしたいと思うんですが、中間管理状況の契約的な件数を教えていただきたい。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えします。

川南町における農地中間管理事業の活用状況であります。契約面積の方が582.5ヘクタール、こちらが農地全体に占める割合で18.2%となっております。こちらの数字は県の平均と比較しますと、それを上回っているような状況になっております。ちなみに県の平均のほうが14.8%が平均となっております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 先ほど18.2%ということにつきましては、耕地面積、令和3年度においての3,200を基準としたものが18.2%ということですね。

それにいきますと、やはり県下におきましては、どういう状況なのかを教えてください。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、率に関しましては、農地に占める割合で14.8%が中間管理事業で活用されているということになっております。

以上です。

○議員(竹本 修君) 先ほど認定農業者数、それから中間のそういった契約的な内容につきましてということですが、この中におきまして、2番目の質問の中で田畑の面積はということで書いておるわけですが、それらにつきましての今現在の遊休農地等を教えていただきたいと。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、耕地面積に関しましては3,200ヘクタールとなっております。こちらの内訳ですが、田んぼのほうは1,170ヘクタール、畑が2,030ヘクタールとなっております。

遊休農地に関してですが、こちら令和3年度の数値になりますけど、基盤整備等の実施によって再生可能な農地、いわゆる遊休農地のほうが49ヘクタールとなっております。

一方、長年耕作されず再生が不可能と見込まれる農地、こちらのほうが147ヘクタールとなっております。

以上です。

○議員(竹本 修君) なかなか難しいです。3,200の中で1,170が田んぼ、2,030が畑ということで、それから2つ合わせて遊休農地が147ヘクタール、こういう形でいいんですね。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問ですが、いわゆる遊休農地と言われる分は49ヘクタールになります。再生がもうできないであろうと、もっと荒れたような土地に関しましてが147ヘクタールです。

以上です。

○議員(竹本 修君) どうも失礼しました。47ヘクタール、そういった形が町内での面積等がありますが、これらにつきまして、今回の今の県議会が開催されていると思いますが、地元の山下議員のほうが一番質問をしております。御存じですか。

そういうことをここで表現してみますと、荒廃農地の状況についてを尋ねておられます。その中におきまして、県の考え方につきましては、荒廃農地は2020年11月末時点で耕地面積の4%にあたる約2,850ヘクタール、このうち約1,254ヘクタールは再生利用が可能である。そのうち約1,605ヘクタールは再生利用が困難となっている。この困難になっているのが、先ほど言われました40ヘクタールですか、そういった形になるだろうというふうに思っております。

私は、この県議会におきましての、山下議員に対しての答弁の中が、再生利用が困難であるということで、県は認めております。ですから早く言えば、もう力を入れない、捨てるものは捨てていく、活動するなら活動していく、そういった形を、私はこの場で整理されたん

じゃないかと思っております。

ですから、地元川南におきましても、再生不能というか、利用不可能な土地、そういったものについては、ある程度の整理はする必要があるんじゃないかと思うんですが、町長あたりの考え方を教えていただきたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 農地も含めて、宅地もでしょうが、土地に関しては、やはりここに来て、過去には土地というのは財産であり、誰もが欲しがるというイメージもありましたが、残念ながら今は誰かにやりたいと、町で受け取ってくれというふうに変ってきているのは事実であります。そんな中において、我々としてはしっかり把握する必要は感じております。

ただ現状のルールの中でいくと、個人の名義になっておりますので、なかなか踏み込めないんですが、国もようやくそういうことを現実的に捉えて、これからの方策を国全体としても、考えていく時期に来ていると、考えていくしかないと考えております。

○議員(竹本 修君) そうでなければ、やっぱり行政の中におきましては、同じ金の使い道の利用が高いところへ行くんだという形になるかと思えます。

それで、私自身のほうが提案なんですけど、先ほど言いました、中間管理事業の中におきましても、契約者の個人にあわせて、大きい規模者におきましては、やっぱり見てみますと、50ヘクタール以上の契約を結んだ、ここに表面的に出てきている中間管理の契約とか、いろいろ個人の契約とか、いろんな形があると思うんですが、50ヘクタール以上の経営規模を持って栽培をされている、年間雇用も常時10名か20名の雇用者を含めて経営をされている、そういったものがございます。

しかも、まだ法人化はしてない、法人はしたいけどという若者もいるんです。私自身も多賀ですから、多賀のほうをちょっと調べてみたんですが、やっぱり4、5名の方がそういった大規模の経営者ということで、露地園芸で頑張っておる。

ですから、そこあたりをやっぱり手を入れないと、先ほどいった面積が大きくなると、私自身は思っております。

ですから、そういった形の中に、手伝いというか、そういった形はできないか検討されていれば教えていただきたい。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えします。

まず、再生不能であるって県のほうで言われていた、その数値に符合しますのが、川南町でいくと、147ヘクタールのほうがそちらに符合いたします。

今荒廃して手がつけられないという農地がたくさんあって、こちらをどうしていくかということなんですけど、最近、国のほうの考え方でも示されているように、土地の管理、今まででいくと、必ず農作物を植えて収穫をしなさいということだったんですけど、処方的管理という考え方も出てきておるところです。

ちなみに申しますと、今バイオマスエネルギーになるハコヤナギの栽培、こちらも国のほ

うのモデルでも示されているところです。このようなちょっと山になっているような再生不能かなというところでも、ハコヤナギの栽培等、もしも模索できるようだったら、こちらのほうも進めていきたいなと考えております。

それから荒れてしまってどうしようもない土地をどうするかということなんですけど、本当に山林化したような場所に関しましては、農業委員会で現地確認をした上で、非農地化で、さらにそちらのほうもどちらかという山林化するという形、植林をするという方向での活用とかいうのも、考えられると思っております。

それから、中間管理を活用してやっていくということなんですけど、現在まだ18.2%しか活用がない状況なんですけど、町全体の集積率もまだ60%にとどまっているような状況です。こちらも国の目標というところと80%ということがありますので、さらに、中間管理事業を活用して担い手の方に土地を集積して行って、よりよい農地をつくっていくことを進めないといけないと考えております。

先ほど、町長のほうからもありましたように、今度、人・農地プランが法定化されます。これに基づいてということで、地域での話し合いを行った上で、農地の集積集約のモデルをつくっていききたいというふうに考えております。

こちらのお話し合いができますと、先ほど議員がおっしゃっていましたように、地元の担い手の方のこういうふうに農業をしていきたいというビジョン等を反映させながら、農地の集積集約、それからその先にとりまして基盤整備を行って、広い圃場をつくってということで、そういう取組みが進められたらいいと考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

先ほど言いましたように、やはり担い手の協議をしていくという話なんですけど、ぜひとも早めにこういった形でやっていただきたい。

といいますのは、先ほど多賀地区に何名かいらっしゃいますということやけど、その中につきまして、ちょっと私も話してみたいんですが、やはり町内に限らず町外でも連携した作業をやっている、そういった形をして、契約的なことで栽培をしている、そういったものが見受けられます。町内に限らずです。

これはどこの町村も一緒でしょうけど、言い分はあるというふうに思うんですが、それらもあるんでしょうけど、やはり面積の集約、そういったものをやっていかなければということで、ぜひとも先ほど言いました認定農家のそういった374ですか、そういった基盤の中においての内容把握、経営のですね、ですから土地利用型につきまして、特に私は行き場所がないというような感じがするわけです。結局自分との契約の契約者との栽培でやっているわけですから、そういったものを考えていった場合に、ぜひともそこの中を整理をしながら、経営内容を知った上の指導をしていただきたい。

ほかに指導の中で経営的に、早く言えば、法人化したら、法人化した構成員じゃないけど、

労務保険ですか、そういった形の保険の制度もやりたいけど、自分としてはそこまでまだ不可能だという話もお聞きします。

しかし、若いものですから、ぜひともやっていただきたい。ですから、そういった話も、認定農家の中におきましての協議の中で指導をできないものかと思えます。

ですから、認定農業者の数の中で、内容把握をぜひともやっていただきたい。この点はいかがですか。

○産業推進課長(河野 賢二君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

認定農業者の認定を受ける際には、経営内容と目標の労働時間であるとか、所得であるとかいうことを、担当者と話し合っただけで認定審査会にかけて認定するという形になっております。なので、農家と話し合いをしながら、経営内容を確認しているところでございます。

あと、法人化の話につきましては、以前モデル農家を選定しまして、法人化の話を県と進めていたところですが、そこはうまく法人化につながらなかった例がございます。

やはり、本人がどうしても法人化したいという気持ちで望まなければ、なかなかできないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員(竹本 修君) 大変課長のおっしゃることにつきましては、ごもっともな御意見なんですけど、特に、私が話した若いものにつきましては、そのあたりまで考えているようですから、やっぱりそこあたりがあれば、ぜひともやっていただきたいなと思っております。

それであれば、行政についても、中間管理におきましての検査あたりの補助金とかそういったことも考えられますけど、しかし自分の個人の、法人の中で目指すということになれば、私はやりやすいんじゃないかという気がします。そういった整理をしながら、活用させていただきたいと思っております。

なかなか勉強というかそういった形が見受けられますので、ぜひともこういった、先ほど言いました認定農業者の中からの内容を把握しながら、それを活用させていただきたいなと思っております。

その中で一つ、やはり田畑におきましての1つ忘れておりました。田んぼにつきまして1つ今、転作事業があります。それらについてずっと管理といいますか、そういった形が出てきているわけですけど、しかし現実を見てみると、田んぼに戻らない田んぼがあります。あぜ道がなくなった、しかしかなりこの面積は大きいんじゃないかと思うんです。今は転作がなくなったらどうなりますか。町長。田んぼの転作事業がここでストップになったときには、こういった対応をされます。

○町長(日高 昭彦君) 転作だけに限らず、まず整理をすること、可能性は何があるのかというのは、しっかりとやるしかないと思っております。

ですから転作がなくなったらどうするかじゃなくて、もっと大きな視点で具体的に検討する必要があると、私は思っております。

○議員（竹本 修君） 先ほど、田の面積は1,170ですか、そういった数字の中で、確か480から500ほど今転作事業がされていると思います。その中におきまして1,170の中で、田んぼに戻らない、あぜがなくなったり、畦畔をなくした、かなりあります。

ですから、それらにつきまして、私は、あとは使用といいますか、水田に戻らないわけですから、今WCSをやっている農家につきましては、もうどうちゅうことはないですね。田んぼに戻ります。

しかし、転作の中で、他の作物、畜産でもありますが、規模の小さい人についての田んぼというものは、私はもう畦畔がなくなったら戻らないと思うんです。

ですから、そういったことも考えていった場合に、なくなるということは恐らく、今、町長の答弁でもそうですが、考えられないと思うんです。これやったら、ほとんど畜産農家とか、契約の家畜の中間管理で扱っている人、そういったものにつきましては、非常に考えるとか、そこは対応のできない部分が大いだと思うんです。私も、前の町長に、転作がなくなったらどうなりますかということで聞いたんです。そしたら考えられませんという返事でした。

恐らく今の転作事業の補助金と考えていった場合に、それ以上のものは、やっぱり出てこないと思います。

ですけど、あるものは、いつかなくなるというような感じがするわけですけど、しかしそれらの対応はなかなか難しいと思います。現実の中で生きる道かということで全体的な質問に返したと思うんですが、やはりそういったものを考えながら、やっていかなければということで、ぜひとも、先ほど言いました、法人化を目指すそういった担い手の大きい考え方のある人につきましての、今後の指導をぴしゃっとした形でやっていただきたいと思います。でなければ、この露地園芸農家は、行くべきところはないんじゃないかと思います。

そうすることによって、地域の地元における雇用も増えてくる。先ほど言いました多賀におきましては、大きいときには、収穫ときには、そういったときには30名からの雇用を持っております。年間常時雇用も10名近くあるという話でございました。

それらを考えると、やはりそっちの面からも、私は支援してもいいんじゃないかというふうに思っております。さらにそういった土地利用型につきましても、とにかく中身の調査をしていただきたいと思います。

転作、露地園芸につきましては、以上で終わりますが、今度は自治公民館制度が発足して9年をたつということで、それらは、今現状はどうかということで、なかなか先ほど町長の最初の答弁の中身ということでございますが、1問ずつやっていきたいと思います。

問1の中で、自治公民館と町の施策の融合された行動が見られないということなんですが、見られないというのが、進んでないんじゃないかということです。そういうことはないという話じゃないんですが、その場合に振興班長の位置づけがないように思えてなりません。

私も、自治公民館、それから前段の24分館制度、全部総会には、地元の総会には何ってお

ります。それからすると温度といいますか、町長の言葉を借りれば、中身が若いものになっているから、それでそういった形になっているんじゃないかという話なんですけど、しかし現実の中においては、はっきりいって、毎年出席者が、総会におきましても出席者が少なくなっております。会議録やら全部見てみると、中身が代理出席とかそういう話の中が多くて、なかなか前に進んでないように思います。

この9年間の総会資料全部持っておりますけど、ずっと見てみますと、そういうことなんですけど、そのあたりにつきまして、再度現況の中の対策としての町長の考えをお願いしたいと。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどから、いろんな形で質問いただきました。ありがとうございます。

何のために地域づくりをしているのか、何のために我々は地域の中で役割を持っているのか、そこは原点に帰るべきだと思いますし、仮に24分館のときはよかったとするのであれば、それは別に戻るのには構わないと思いますし、過去には12であったり、18であったり、50幾つだったと思いますが、いろんな、すみません50幾つはちょっと分かりません。

いろんな形を川南町としては模索をしてきました。最終的に住んでいてよかったと思えるようなまちづくりをするのが、我々の務めであると思いますので、問題がある点は、やはりもう一度原点に帰って、何が問題なのか、どうすればいいかというのは、ずっと考えていく必要があると思います。

振興班、分館あったほうがいいよねとなれば、そこにまた行けばいいと、私は思っておりますが、現状公民館長が、本当に苦勞されている姿は見ておりますので、我々職員もやっぱり同じ気持ちになって、一住民としての立場も含めて、しっかりと向き合いたいという考えであります。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

今現在、自治公民館制度につきましては、もちろん館長、それから会計、それから部会長、6つの部会ですか、そういったものが活動ということであります。

先ほど、同僚議員の質問の中で、町長の答弁の中で、やはり地区を設けたという、元の分館です、そういったもののあれば、多賀でいえば、4つそれが、して運営委員としての考え方で出席をいただいております。会議等のですね。

ですから、その前によかった分の中の吸収をしながら、そういった組織体制を今つくっているわけですが、そういうことを含めていった場合に、なかなか今度、役員の交代じゃないけど、今任期が2年ですか、部会が2年の、普通の地区役員と、部会と役員を交互に1年のかみ合わせて、多賀はしているんですけど、やっぱり一つ一つ工夫をしなければというのが、1つの中で非常に、やり方というものに苦慮をしているのが今の現状なんです。

ですから、そういったものについてどうしたらいいかということで、私もここに質問するに当たって、館長と1時間ぐらいは話してきました。その中におきまして、やっぱり苦慮さ

れているのは、非常に実感として分かります。

ですから、そのあたりをどういうふうにやったらいいのかなというような気がしておりますが、2番目に書いておりますけど、自治公民館のそれぞれ交流、部会との交流とか、そういった形も必要かなという話もしておるんですが、交流できるところできないところちゅうか、ニュアンスが違う、それから地域性、いろいろあると思うんですが、それらへの指導もやっていただきたいなと思っております。

全体に、基本的に言えば、人口減少におきましての考え方が、やっぱり最初なければということでございますが、このたびも、3問目も言いますけど、7月10日の参院選挙におきましての投票を見ても、非常に、川南町は悪い結果が出ております。

そういうことも考えていった場合に、何かをしなければというのがあると思うんですが、参議院の選挙におきましては、宮崎選挙区の中で川南町はもう後ろのほうからの投票率、やはり自治との関係はないのかという気がします。自治の活動が鈍くなれば、やっぱり選挙の投票率というのがこういうふうに悪いんじゃないかということで、よその町村を批判するわけじゃないけど、門川町に次ぐ低さです。県内におきましても、もう最低のところにあります。

これは、前回ですか、確か平成29年の衆議院、30年の知事選挙、それから参議院選挙、して衆議院選挙、そういったものを全部見ても、郡内におきましては川南は4番目か、5番目です。全部。4番というのが、5番というのが、高鍋です。高鍋と交互に最下位を争っている状況なんです。

あとの町村は、全部1から2の3のそういった形ですが、この5地区におきましても、5町村の中におきましても、やっぱり悪いということでございます。これらを考えると、自治公民館をもう少し、そういったものを対処しなければということだと思っております。

冒頭にも申し上げましたけど、これからの公民館の活動において、行政として当初に新旧振興班長会じゃないけど、そういった地域づくりのための町民への説明を、当初全体的な大きくやるわけにはいけませんでしょうか。

やはり、町行政、それから自治公民館、振興班、そういったものを一連の流れをやっていただきたいなと思っておりますが、町長のお考えをお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 質問が多くて整理ができていないような気もしますが、頭の中で。自治公民館の在り方、自治行政の在り方、いろんな角度で御意見をいただきましたし、選挙の話に関しては、例えば自治公民館の前の選挙投票率はどうだったかと、分館時代ですよ、私の知る限りでは、ずっと川南はあんまりよくなかったなという認識があります。

だからそれがいいというわけじゃなくて、投票率も上げる、自治活動も盛んにする、じゃあ最初に行政との連携も取るという、いろんなことはやるべきだと思いますが、振興班長会については、今新しい形を探しておりますので、その点に関しては、担当課長に説明させます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） コロナの影響によって行動制限がかかりまして、自治公民館のイベントや行事、町の政策などにも大きく影響が出てきているのは事実です。

なかなか行政と自治公民館、振興班との活動というのが、移らなかったというのも事実であると思います。ただこの間、何もしてなかったわけではなくて、新旧振興班長大会に代わって新しく地域づくり大会というのを、令和元年度までやっておりましたけれども、これが令和元年度を最後に、コロナで中止になりました。

その間に、自治公民館長からの提案もあって、人が集まる地域づくり大会をもう一度できないのかということで、各自治公民館の役員や参画する意識の高い方々を、各自治公民館2名ないし3名集めて、人が集まるものをつくり上げようということで話し合いをして、令和3年度に開催する予定にしておりましたけれども、これにつきましても、ちょっとコロナの影響で実施を見送るという形になっております。

ただ、来年度につきましても、この話し合った成果を町民に見ていただくために、努力していきたいとは考えております。

また、選挙の投票率につきましても、これまで集めることに苦心しておりましたが、集まるというか、本質的なものを、町民の方に理解していただいて、参画していただくというふうな格好で、これまで以上に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

1つ、選挙に関して提案なんですけど、来年は統一選挙でございます。それらに向けて、1つ、私も何回か今までしてきましたけど、広報が広報にならないわけです。立候補者の広報が、私たちは火曜日が受付です。そして日曜日は投票ということで、土曜日までしかないわけです。5日間の中で、広報の用紙を作成して発送する、町民の手元へ、それ前にもう期日前の人は投票してしまう。そういうことがあるわけなんですけど、やはりそういったものにつきまして、もう一度間に合うような形の広報紙のまとめ方はできないものか、ちょっとだけ伺ってきたいと思います。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えいたします。

公職選挙法で決められた期間がございます。おっしゃるとおり、町長、町議選は5日間ということで決まっておりますので、法律がこのようになっている以上、今のところでは、どうしようもないのかなと考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 大変な難しさがあると思いますが、現役の方、新人の方、いろいろな時間設定があります。できれば発行できるような工夫をさらにしていただけるとありがたいかなと思って、ちょっと若干質問内容が違って申しわけございませんけど、そういうことでお願いしたいと思います。

最後に、地域づくりの最初、当初に町民へのアピールということで、行政の活動計画等の

地域づくりの大会等を、ぜひとも行っていただきたいことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時55分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、新中学校建設について質問いたします。

新中学校建設については、町では、第1期人口ビジョン及び総合戦略において、少子高齢化、人口減少等により、小中学校児童生徒数が著しく減少し、子供たちの教育環境が大きく変化していくことが指摘され、町に新しい人の流れをつくり出す小さな拠点とコンパクトなまちづくりを目指して、各種施策に取り組んでまいりました。

そこで、子供たちを町の人材として育てるため、学校を統合し、多彩で充実した教育環境を創出する施策として、2016年度、平成28年度には、中学校に取り組み、学校裁編に関するアンケート調査を実施及び町民参加の座談会等を実施後、具体的な中学校統合計画を表明されました。

あれから6年、好意的に捉えれば熟慮深考といえますが、私の個人的な見解としては、優柔不断が原因だと思っております。

そこで3点伺います。1点目、先月頂いた新中学校建設スケジュールによると、予算案と条例案が一部誤解を与える表示になっていましたが、表示の工夫は必要ではないのかを伺います。

2点目、資料最後に、川南町新中学校設立推進委員会委員48名の名簿が添付されていたが、予算提案権、議決権はもとより執行権のないメンバー構成となっていたが、何を目的とした組織なのかを伺いたい。

3点目、新中学校建設事業と児童生徒のいじめ問題とは異質の質問になりますが、新中学校設置を機会に、いじめ問題の解決を願っての質問することになりました。それは先月、地域の児童民生委員の成り手がおらず、福祉課の職員と私と同窓生の人ところに、その願いに行った折に、お孫さんがいじめに遭い、不登校となり、転校したが、再度不登校となり、子供の将来を大変心配しておられました。新中学校でそういう問題が起きないことを願っての質問であります。その対策も必要ではないのかを伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいま、中学校建設に関して、含めて3つの質問をいただいたところでございます。

昨日も、これに関しては教育長に答弁させますが、その前に教育についてということで、

現在、第6次の長期計画を昨年度からスタートさせております。10年間の計画でございますが、その基本目標の一番最初に来るのが、人づくりを上げております。すなわち、それは私としては教育として理解をしております。

そういう、我が町には高校はございませんので、小学校、中学校の間に、いかに川南を学んでもらうか、ともに学ぶ機会を与えるか、一緒につくっていくか、非常に大事な大切である問題と捉えております。議員の質問については、教育長に答弁させます。

○教育長（坂本 幹夫君） 児玉議員の3つの質問に対しまして、御答弁いたします。

まず、設置及び廃止条例と建設予算の適正提案を求めることにつきましては、令和3年12月議会で可決いただきました、川南町立中学校統合整備基本計画に基づいて計画を進めているところであります。現在は、基本計画の策定や造成工事に伴う設計を行っております。

議員がお尋ねの新中学校の設置及び廃止条例と建設予算につきましては、地方自治法第222条に基づき、令和6年3月議会に提案することで計画を進めているところでございます。

2点目です。新中学校設立推進委員会の役割についてでございますが、役割としましては、中学校再編に伴い新たに設置する中学校の円滑な開校及び運営につきまして、具体的なことを検討する、そして新たな魅力ある学校を検討するために委員会を設置したものでございます。具体的に申し上げますと、委員会は6つの部会から組織されています。総務部会、地域学校検討部会、教務部会、生徒指導部会、保健体育部会、庶務・図書部会でございます。

部会にはPTAの保護者が各学校から2名の14名、それから学校関係者、校長、教頭、それから教務主任等を含め、教育課内も全体で48名で構成しています。各部会の役割に沿って協議し、協議したものを、教育課内で設置している新中学校プロジェクト会議で情報を共有しています。

また、この最終的な決定につきましては、各部会から提案された内容について、職務権限がある定例教育委員会において決定し、町長、副町長及び議会の皆様に報告していくという流れになります。このように新中学校設立推進委員会は、円滑な開校を目指すためになくてはならない役割を担っていると、私は考えています。

3つ目でございます。全ての児童生徒が平等に教育を受ける権利をいじめ問題で阻害しているが、新中学校建設で解決を願うということでもあります。

いじめ問題をはじめ、生徒指導上の諸問題につきましては、その解決に向けて各学校の適切な対応と説明責任が求められることは、当然のことであると受け止めています。

教育委員会としましては、令和3年度、唐瀬原中学校をいじめ未然防止に関する取組推進校として県指定を行いました。そして、その成果は確実に現れていると思っております。また、町内小中学校7校の児童会、生徒会のメンバーで構成します、思いやりあふれる学校づくりをテーマに、レインボーサミットという会議を開催し、各学校で現在実践しています。

議員が言われます新中学校整備に当たり、ハード面ではやはり様々な悩みを持つ生徒に寄り添い、安心して学校生活を送られるような教育相談室及び悩み相談室をやはり複数配置し

て居場所づくりとか、個に応じた支援の整備を行いたいと思います。

また、地域とともにある学校づくりの視点から地域コミュニティルームを設置し、多様な大人と交流する機会をつくることで、多くの目で子供たちを見守っていくことが、未然防止につながることを期待しています。

ソフト面におきましては、現在、子どもたちに求められている資質能力として、思考力、判断力、表現力、この力の育成をしながら、生徒同士で考え、話し合い、解決することに力を入れた教育課程を編成していきたいと考えています。いじめは絶対許さないという機運の醸成に努め、生徒が安心して学校生活を送ることができるような学校をつくりたいと考えています。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） いろいろ申されましたが、川南町の新中学校設立推進するには、第一に基本計画の策定を行い、それに基づく手順、手続きをちゃんと取り、ちゃんとした確認申請を作成、国、関係機関等に速やかに提出し、許認可を得、それを基に、ちゃんとした新中学校設立に必要な関係議案を議会に提案し、3分の2もしくは2分の1以上の賛成多数の同意議決を得、効力の生じた案件を遅滞なく粛々と執行していけば、おのずと新中学校設立は、推進、進捗できると思っておりますが、いかがですか。町長、教育長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、しっかりとした手順にのっとり、正式に進めていく必要があると思っておりますし、そうしているつもりでございます。内容については、また教育長に答弁させます。

○教育課長（山本 博君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

基本計画の策定を行いまして、新中学校の設立に必要な関係議案を議会に提案しまして、3分の2もしくは2分の1、賛成多数の同意議決を得、効力の生じた案件を遅滞なく粛々と執行していけば、おのずと新中学校の設立は推進できると考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） そのとおり実行すればいいわけですが、ちょっとスピードが遅いのではないかなと、自分的には思っておるところであります。

また、推進委員会の活動について、いろいろ教育長は、部会名を上げて、円滑に進める取り組みを行っているような答弁をされましたが、実際の活動計画表を見ますと、ほぼ現存及び活動していらっしゃる教育関連の各種協議会とほぼ同じであります。したがって、中学校建設事業が開始されれば、その推進状況に併せ、関係協議会や主役の児童生徒会と順次協議をし、決定すれば済むと思いますが、思うように新中学校建設が進捗しない理由は、法の下に設置した教育委員会があるのに、法的権限のない学校規模適正化審議会を条例で設置したのが、つまずきの始まりと私は思っています。

なぜなら、川南町教育委員会のその選任にあたり、町長が人格、識見申し分ないと褒めたたえ、推薦、提案されています。我ら議会はそれを認め、選任したことに間違いのない法的

権限のある教育行政の最高機関であることから、選任した議会はその責任上、教育委員会が提案した案件については、法的に問題がない限り同意するのが一般的な常識と自分は考えており、新中学校建設に賛成したものであります。

そうした経緯と責任のある教育行政の最高機関の川南町教育委員会は、様々な候補の中から一つ一つ比較検討し、劣るほうを消去し、また次の候補と比較検討を重ね、いわゆる消去法で残ったのが現在の中学校統合、新中学校設置案であります。

その専門的見識を持つ集団が決定した案件を、ど素人集団の学校規模適正化審議会に諮問にかけ審議しても、異論が出るはずもなく、それを尊重し、そのとおりに答申されており、審議会設置は時間の浪費による反対勢力を生み、混乱に招いた愚策と私は思っています。

時間の浪費は犯罪といいます。さっき申したとおり、やるべきことを1つずつ着実に、なおかつしっかり実行することが推進、進捗の第一歩であり、そうした関係機関の有志を見守り応援していくのが、新中学校設立推進委員会の役割であり、執行機関が関係、全会一致可決できるよう、なお一層の努力を重ねるべきと私は思っていますが、町長、教育長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 何度も質問をいただいております。教育委員の権限については、職務権限ということで教育委員が決定する、中学校に関してです、ということになっております。当然、いろんな形で議決をいただく機会がありますが、最終的にはやっぱり全会一致ということを目指して、我々も足りないと思われる分は、しっかりと説明する覚悟でありますし、それが必要であると思っております。あとはまた教育委員会側に答弁させます。

○教育長（坂本 幹夫君） 大変ありがたいお言葉をいただき感謝申し上げます。

言われるように、職務権限として教育委員会が廃止と設置等行うわけですが、いわゆる学校統合につきましては、かなり大きなものでありますので、様々な人の意見を聞いたり、あるいは子供たちの意見を聞いたり、そういったことで、客観的に教育委員会がやっぱり判断をしていくということにもなりますので、アンケートも実施しましたし、それから学校規模適正化審議会、そして新中学校設立推進委員会、子供たちの声も今アンケートで聞いています。保護者の声も聞いています。そういったものを総合的に教育委員会が判断をして、そして、町民の声を真摯に耳を傾けていくことが大事であると思っております。

議員の言われますように、未来の子供たちに教育環境を整備するためには、スピーディーかつ確実に進めていくことが、私たちの大きな責務であると考えています。

魅力ある新中学校設立のために、子供たちや保護者、町民の声に、より一層真摯に耳を傾け、私たち執行部は、川南町立新中学校の基本方針の具現化に向けて一層努力していく覚悟でございます。ありがとうございました。

○議員（児玉 助壽君） さきの9月議会終了後の議会勉強会において、中学校建設スケジュール表が提出されたわけですが、その表において誤解を与える部分がありました。

同僚議員が、これに対して建設予算可決後に設置条例を提案するのは、3分の2の同意の

効力をなくすためかと、執行部に対して悪意ととれる、実は、的を射た質問がされ、当局におかれましては、しどろもどろの答弁をなされていましたが、校舎が完成しなければ、児童生徒は勉強する箱がないので廃止条例を同時提案するのはどうかと思うが、設置条例は建設に関わる事業費予算の根拠を表示するものであることから、財源確保が根拠のない建設予算を一方向的に提案し、議会が議決し、効力が生じてもない袖は振れない、執行不能予算であることから、訴訟において工事差止めの判決が下ることも考えられます。

そうしたことから、何かの手違いでこうしたスケジュール表示となったと思いますが、誤解を与えないように注意し、正しい説明表示等の工夫も必要と思っておりますが、いかななものですか。

○教育課長（山本 博君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。11月7日の議員全員勉強会のほうに、私と橋口補佐のほうで出席をさせていただきまして、説明をさせていただきました。その中で、新中学校建設事業スケジュールについて記載をしました、中学校設置廃止条例議会提案という部分がありまして、それに関する質問のことだと思えます。

今回お示ししましたのは、建設予算が確保できた令和6年6月議会に設置と廃止の条例を同時に提案する案と、地方自治法第244条の2第1項にあります、公の施設として活動を始める直前、今の中学校が全て出来上がって、備品全て整いまして、学校として活動できるという直前のときに条例を上げるパターンということもあり得ることから、この2つの部分を表のほうに掲載をしておりました。このことが、逆に議員の皆様へ誤解を与えたということで、これは深くおわびを申し上げます。

これまでの議員の皆様には、町立中学校統合整備実施計画策定業務委託料、そして川南町町立中学校統合整備基本計画の策定、また新中学校の新たな用地の取得の予算を承認していただいております。現在は、議員の言われますように、令和8年の4月の開校を目指しまして、粛々と計画を進めているところでございます。

川南町立学校条例の一部改正につきましては、議員の皆様全員から認めていただけるような計画を立てまして、先ほど、教育長のほうからも申しましたが、建設予算と同時期に令和6年3月議会に提案をしたいと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 苦しい説明になりましたけど、正しい資料表示や説明を怠ると、成功法では話が進まない事案を抜け道となる条例をつくってまで、無理やり押し通し、後戻りができない段階になってから、廃止条例3分の2を議会に提案すると説明するなど、議論不要論を唱える、いわれのないこうした怪文書が、ちまたにあふれて人心を惑わしていますが、そもそも3分の2の条例を提案するものにも、学校建設に必要な確認申請がなされていないのに、その前、その前段階の申請要件を満たすために必要な条件整備提案について、当局においては、このような批判を受けるとは思っていなかったと思いますが、児童生徒が入学する新中学校もできていないのに、設置条例ならまだしも、廃止条例の提案など、発行責

任者の知識、見解、見識のなさ、無責任な主義、主張にあきれるばかりであります。町当局におかれましては、こうした勢力に隙を与えぬように、先ほど申したとおり、着実に実行するものと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 議員の言われますように、私たちは誠実にかつ丁寧に、そしてスピーディーにという形で、議員の皆様と議会勉強会等を通じながら、定期的な御報告をしながら、御理解を得られるよう努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 設立推進委員会の48名の皆様の役割についてですが、行き過ぎた応援、後援の議会の議決の圧力については、議会の反発を買い、逆効果になることもあるので、控えるべきと私は思っています。

最近、送付された不明の新中学校設置を妨害するデメリットの部分でコロナ禍、ウクライナ問題に便乗し、積算根拠のない事業費を誇張、羅列した上に、増税説を出すなど、町住民の心理を惑わしていますが、川南町は太平洋戦争の敗戦後、その敗戦賠償、補償に明け暮れる今以上に苦しい時代に、小中学校計7校を建設してきましたが、増税したことはありませんし、また近年、図書館、文化ホール建設や尾鈴土地改良事業等、新中学校設置費以上の財政支出を経験し、ピーク時、平成15年には、起債総額82億円に達しました。現在、増税することもなく、起債は58億円ほどに減少し、預金に当たる基金は15年が17億円でしたが、現在45億円ほどに大幅に増額しています。これで分かるとおり、本町は計画どおり、財政運営を実施した財政基盤の安定した町であることを示すものであります。

そうした財政運営のノウハウを持つ本町が債務超過になり、増税で穴埋めする事態になることはありません。債務超過になったとしても、北海道の夕張メロンで有名な夕張市は観光第三セクターで失敗、赤字経営が続き債務超過となり、国に再生団体に指定され財源確保が厳しくなりましたが、市税が増額されたことは聞きません。それは税制度が国の専権事項になっており、自治体に増税権限を与えない仕組みになっているからであります。

怪文書では、借金で増税されるとあり得ないことを言い、人心を混乱させていますが、国のほうでしきりに地方分権、地方創生を叫んでいますが、一向に進展がない要因は、国が絶対的な税制度権限を地方交付税、交付税制度を武器に、自治体を従属させているからであります。税制度改正権限のない町に町増税は不可能であり、発行者の無責任でいかげんな文書を配布し、何も知らない純朴な町民心理を、言葉巧みにマインドコントロールしようとする、現在問題となっている統一教会まがいの手法に怒りを覚える今日この頃であります。怪文書で、あなたなら、新中学校建設と既存中学校活用のどちらを選択しますか、と事業費のみを誇張、無駄遣いを主張し、あたかも自分を含め、大人が活用するように問いかけていますが、実際活用するのは、ZもしくはY世代生まれの児童生徒たちであります。

その児童生徒や生徒を生き育てるZ世代の生まれの保護者の気持ちとしては、古いぼつとんの和式便所よりも、新しい水洗トイレのウォシュレット付きを選び、ダイヤル式の黒電話

よりも携帯、スマホを選ぶと思いますが、それが時代のニーズであり、時代のニーズを読まず、古いものをいつまでも懐かしみ、すがりついていたら、本町に前進、発展があるでしょうか。逆に後退、衰退するばかりと私は思っています。

米百俵の逸話で有名な長岡藩の小林虎三郎氏も、そうした心境の下に、戊辰戦争の敗戦後の長岡の将来を憂う中において、藩主の反対を押し切り、藩食料に頂いた米百俵を売払い、得たお金で長岡の将来を託す次世代の子供たちに教育をするため、藩校建設強行したのではないのでしょうか。それが実を結び、後に太平洋戦争で名をはせ、英雄として名を刻んだ山本五十六大将など多くの逸材を世に送り出し、長岡市は今をもって世の中に広く知られています。

それに比べ、本町はどうでしょうか。私は職業上、県内の様々な漁港を基地に水揚げをしてきましたが、地元の異業種の人にどこから来たのですかと聞かれ、川南と答えると、同じ県内に住みながら、あの、それは分からなかったのです。しつこく聞かれるとですね、藩校のあった高鍋町の隣ですと毎回答えてきましたが、たまに、あの臭い町ですねと、返答が返ってくるがありました。

それは私たちの世代で終わり、次世代の子供たちには、立派な中学校のある川南町ですねと、羨望されるのかは、今後の町当局の行動次第ではありますが、そのための行動が必要があると思いますが、町長、教育長の見解を伺います。

○町長(日高 昭彦君) 長い応援演説をいただいたと、私としては理解をしていきたいと思えます。米百俵の話もされましたし、先ほども長期計画、10年計画の一番の柱は人づくり、いわゆる教育だと思っております。これまでいろんなことをするたびに、2つの行政として大事なことがあると、一つは情報の共有であると、みんながチームになることだと。もう一つは財政運営をしっかりとした計画の中で、計画に基づいて財政を運営すると。我々としては、ない袖を振ることは、それ自体が犯罪でございますので、しっかりとその計画の中で進めていくつもりでありますし、今言われた、この町が前進し、発展していくように、次世代に立派な中学校の町だねと言われるように、精いっぱいやっていきたいと思っております。あとは教育長に答弁させます。

○教育長(坂本 幹夫君) 本当にいろいろお話を聞いて、感動したところであります。

私たち教育委員会は、やはりまちづくりは人づくりという観点に立って、生涯学習まちづくり基本計画を基に各課が連携して、いろんな講座を開いてもらったり、学校に出向いて話をしていただいています。

そういった生涯学習の基本に沿ったときに、学校教育は生涯学習の一端を担う基礎づくりだと思っております。これからの新しい時代は、A Iの時代と言われますが、A Iは全てが万能ではなくて、A Iは言葉の意味がよく読み取れません。

ですから、そこは人間の読解力というのが大事になりますので、この新しい時代に必要な子供たちには、そのような教育環境を整備することが、私たち教育行政の責務であると思っ

ています。

今、子供たちが減少し、教員の数も減少し、切磋琢磨する機会が少なくなってきております。中学校は3年間ですので、しっかりそこで集団で磨き合い、そしてよい面で競争し合いながら、新しい時代に即した校舎を造って、川南町の中学校でよかったと思えるように、これから努力を一層してまいりたいと思う決意であります。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） この怪文書において、既成校舎が長寿命化工事等メンテナンスが行われているから活用できるというしておりますが、町当局が老朽化校舎を利用した上で、老朽化し危険であるから、利用続けるということができない苦し紛れの答弁を、発行者はそれが分かった上で、都合のいいほうに利用しているだけであります。それは問題が起きたとき、その応急措置として、補強修繕等のメンテナンスであり、抜本的な耐震強度等の診断を実施したメンテナンス、長寿命化の工事ではありません。そのことは、私が20年議員をしていますが、それに関係する予算が計上されたことは、私の記憶では一度もありません。ないことや同時期に建設された武道館や通山の体育館は、目視でもって長寿命化メンテナンスが不可能と判断、解体されています。そして、大久保の体育館も解体を待っていることで、明確になっています。

10年前、笹子トンネル内で崩落事故が発生し9名が死亡し、現在、老朽化、公共インフラ施設の安全性が問題となり議論されています。そうしたことから、現在、子どもを生き育てていく、保護者の会の方々から、新中学校建設を推進するよう、町執行部会のほうにも要望書が届いています。それが、時代を担う児童生徒たちのニーズと想っているところであります。

そういうわけありますので、なお一層新中学校建設の推進に努力を重ねてしてもらいたいと思います。先ほども申しましたが、新中学校設置といじめ問題は関係ないと思う方もいらっしゃると思いますが、新中学校を設置し開校しても、その中でいじめ問題が発生すれば、箱だけが新しくなって中身が変わらなければ、新中学校を建設開校しても、いじめを受けている児童生徒には希望が持てません。そうした児童生徒たちが、全ての児童生徒が平等に教育を受ける権利、憲法14条を享受できるよう、希望を持てる中身を改革の新中学校設置を開校してもらいたいことを願い、私の質問は終わります。長々質問で失礼しました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午後の会議は1時10分からとします。

午前11時50分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、福岡仲次君に発言を許します。

○議員（福岡 仲次君） 午後からの第1回の質問であります。よろしく申し上げます。通告に従って質問を行います。

高齢化の中で、我が農業の根幹であります、農地の問題について伺います。現在の耕作放棄地について、全体面積とミカン廃園と一般平地での面積をランク別にお教え願いたいと思います。

また、所有者不明、その固定資産の納税処置について、未相続、空き家、また農地等の処理はどうなっているのか。空き家の軒数は今後対策と取組みはどうするのか、質問したいと思います。

あとの質問は質問席にて行います。よろしく申し上げます。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

耕作放棄地の状況ですが、令和3年度における遊休農地、こちらのほうは基盤整備等の実施により再生利用が可能な農地になりますが、こちらが約49ヘクタールです。また、長年耕作されずに再生利用が不可能と見込まれる農地は約147ヘクタールです。このうち、もともとミカン園などであった山手の農地が約90ヘクタール、それからそれ以外、平場の農地が約57ヘクタールとなっております。

山手の農地は農業委員会が現地調査を行い、非農地判断を行う方針であります。また、平場の農地に関しては、周辺の農地に影響がないかを慎重に判断しながら方針を決定いたします。特に農振農用地につきましては、特に慎重な取扱いをして、周辺の農地の影響がないかを見ながら判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○税務課長（大塚 祥一君） 相続人不明の土地の課税につきましては、死亡届や固定資産税の課税通知が、郵便が届かずに返ってきたものの中から、相続人がはっきりしない資産につきましては、調査を行いまして、新たな相続人代表や相続登記を行っていただくよう指導を行っているところでございます。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 今、農地課からの話のように、ミカンの廃園地、いわゆる、もう耕作不能地が、今、聞くところによりますと、非農地証明で大分やっているということがありますけれども、この非農地証明については、ミカン廃園地については、前から同じことを質問するようになりますが、もうどうしようもないんだというのは、皆さん、町長も同じだろうと思いますけれども、感じていると思います。一つはそれに伴う、今度は一般農地、いわゆる、平地にある1種農地の非農地証明の連発は、これはいけないだろうと思います。今、農地課が判断している基準がどうなのかわかりませんが、この辺は慎重にやらないと、いろんな諸問題が出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどから議員おっしゃるとおり、特に平場の農地でつながりがある、いわゆる1種農地と呼ばれる農地、それから農振農用地に指定されている農地に関しては、慎重に判断すべきと考えております。

山手の農地に関しましては、今既に荒れ果てていて農振農用地になっている部分もあるんですけど、こちらに関しましては、農振の全体見直しに併せて農振農用地の除外、それから非農地というのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(福岡 仲次君) その平場の、何でもかきと、やっぱり非農地証明を出すことによって、いろんな角度で転用可能になる。それなら宅地にもなりましょうし、いわゆる原野にもなり得るし、山林にもなる。

もし山林になったときに、今心配されております鳥獣被害、この住みかになってくる可能性も、山林になったら出てくる。この辺が山林になった場合に、その指導をどう、何ていたしますか、里山の手入れ、これをどうやっていくのかも一つ問題になってくると思うので、各課でやっぱりいろんなことを協議していかなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに農地が広がる中に、山林などとか荒れた農地があると、鳥獣被害が出るというお話は何っているところです。こちらに関しましては、農地を適正に管理していく上で支障があるようでありましたら、農業委員会等から注意をさせていただいて、指導していく考えであります。

それから、土地利用全体において農業に支障がないようにということですけど、こちらに関しましては、関係するところといろいろ連携をしながら、農地のほうが有効に活用できるようにということで、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議員(福岡 仲次君) 鹿とかタヌキの類が、本当私の住んでいる長岡地区なんです。大体あたりまで鹿が来ているんです。竹浜地区になりますと、イノシシがおる。川伝いに下ってきてるのが現状かなと思うんですけども、そういうのをどう処理していくのか、この辺をやっぱり町全体というか、各まちづくりなり、その辺との話合いを進めていって、やっぱり防止していかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

土地利用において、工夫がないといろいろ鳥獣の被害とかも発生をするということですけど、行政側も取れる措置というのもあると思うんですけど、あと地域での話合いというの必要だと考えております。

特に、先ほど、さきほど言っていました、人・農地プランの話合いというのがあるんですけど、こちらが昔であれば、有効な農地を有効に活用するための話合いという位置づけだった

んですけど、今回、全国的にいろいろな鳥獣被害が出るような荒れた土地が増えているということで、鳥獣被害の緩衝地帯を設けるとか、そういったことも含めて、そういう地域で話し合いをして、こういう地域づくりをしましょうという話し合いにできるといいなというふうに将来像を考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） そうしていただくと大変、今から先の平地の農業が安全にされると、特に今から先、我々はハウスを持っているわけですが、ハウスの中にイタチとかタヌキが入ってものを食べるんです。うまいというか、味のいいのを知っていて、それを食べるのか分かりませんが、やっぱりその辺の防止策をいろんな形で協議していただいてやっていくのが、人・農地プランの中にも組み込まれてくると思うんです。その辺を町全体としてやっぱり考えていかなくちゃ、農地課だけの問題じゃないと思いますが。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） おっしゃるとおりだと思います。農地課だけで対応できるものではなくておりますし、一番心配なのは、本当に町全体にもそういう鳥獣被害が出るんじゃないかと、どっかでやっぱり歯止めをかけないといけませんし、それは農業以外の方にもやっぱり周知をして、我々としても町全体で取り組むべき課題であると思います。

○議員（福岡 仲次君） ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、次に移りますが、川南町の現在の空き地戸数はどうなっているのか、一般住宅の空き地と農家の空き地、これ分かれば教えていただきたいと思います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 平成27年に町内の全域の空き家戸数について調査しまして、431件ということで確認しております。そこから除却数が33と、空き家バンクに登録して契約が成立したのが17件あります。ですので差引き、それと28年度から水道給水栓の閉栓件数、要は水道が止まったところを差し引きしたりしますと、およそ600件弱、600戸弱の空き家があるというふうに認識しております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） さすがに人口減少だから仕方ないというのであれば、それでいいんですけども、やっぱりこの間、都市計画区域の会合があったときに、一番思ったのは、町場の空き地も多くなってきている。この辺の問題はやっぱり集合住宅みたいになっていきますから、もしものときに、事故があったりしたときにはどうするのか、その辺も含めた中で、やっぱり協議していかないと、空き家のいろんな処置をするのに誰もいないと、持ち主もだんだん分からなくなってくるというのが現状ですので、その辺の取組も、やっぱりさっき言った農地のことも一緒ですけども、全体的に考えていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議員おっしゃられるとおり、空き家の対策につきましては、まちづくり課が利活用のほうを担当しておりまして、持ち主の方に、かなり空き家バ

ンクに登録していただけないかということで、持ちかけるんですけども、日本人特有といえますか、外国に比べて家自体を資産としてあまり見ていないのかわからないんですけども、お貸しいただけるのがなかなか了解していただけないという現状もあります。

ですので、空き家軒数の戸数調査全体調査はしてないんですけども、これは一件一件、所有者に問い合わせながら貸していただけるように、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○建設課長（黒木 誠一君） 建設課のほうでは、特に空き家の中でも、危険な空き家を担当しております。建設課で把握しています危険住宅の件数は21件で、そのうち2件が特定空家となっております。所有者の確認につきましては、不動産登記簿の確認、固定資産税の納税者確認、また付近住民からの聞き取り等を行っております。所有者が亡くなっている案件が多く、相続人または管理責任者の特定に時間を要しております。ランク付けといたしましては、危険空き家等より保安上危険、衛生上有害、景観を損なう特定空家等に分類しております。

建設課の取組といたしましては、毎年10月と3月に危険空き家の状況を調査し、所有者または管理責任者に改善依頼を行っております。また危険空き家解体補助の実施や緊急安全措置を含め、今後も継続し状況改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） ありがとうございます。いろんな形でやっぱり空き家は下手すると害になると思うんです。そういう意味では、やっぱり相続権のないもう分からない宅地もあると思うんです。農地と一緒に。その辺を町としてはどう、国の施策に任せるのか、県の施策に任せるのか、町長、どの辺で考えておられますか。

○町長（日高 昭彦君） 我々も自治体ですから、町独自の考えというのは当然持つべきであろうと思います。ただしこの所有権、個人の所有になっておりますので、国とともに法律のほうでアプローチしていかないと、最初に町が動くというのは人づてのお願いという形になると思います。やはり法的な根拠がないと、なかなか動けないのが現状ですので、近隣の市町村も同じような悩みを持っておりますので、そこは宮崎県だけじゃなく全国で動くべき課題だと捉えております。

○議員（福岡 仲次君） ぜひとも近隣町村とも相談して、やはり県に上げるなり、国に上げるなりしていただいて、この問題はもう全国的な問題だと思うんです。その辺も含めて、今後、町長の活躍を御期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、通山地区にあります一畝畑についてお伺いいたします。このことについて、この農地は、昭和27年農地法が改正される頃からのことだと思うんですけども、通山、浜地区の方に野菜畑をということで、一坪農園として30坪ぐらいずつ提供されたのが現状であります。私が農業委員になった平成10年頃だったと思うんですが、この問題を取り上げたことがあるんですけども、なかなかそこから進んでいないというのが現状ですが、このことに対して

本当に通浜の方々には画期的なことだったと思うんです。畑に菜園をとということで。これが今はほとんど非農地化している。その辺を含めてどうなっているか、農地課、お願いします。

○農地課長（三好 益夫君） 御質問の農地の全筆数は160筆となっております。面積のほうは1万7,545平米、所有者が137名いらっしゃいます。

先ほどからおっしゃっていただいている一畝畑ですが、こちらのほうが一区画約100平方メートルの農地となっております。これらが集団的に存在する場所が通山地区にあります。ほとんど長年にわたり耕作されておらず、荒廃している状況で、土地境界も不明な状態であります。

所有者の状況ですが、川南町内の在住者、こちらが33名いらっしゃいます。亡くなっている方が40名。住所の方が町外で、どちらにいらっしゃるかわからない方が64名いらっしゃいます。このような状況を鑑みますと、農地に再生して活用することは非常に難しいというふうに考えております。

これをどうするかということなんですけど、こちらの農地が農振農用地にはなっていない農地となっております。いわゆる白地の農地であります。ただ平場でありますので周辺の影響を検証して、非農地判断をするかどうかという検討に入らないといけないかなと考えております。農地から除外されることで規制が緩和されるので、少しは土地利用も広がるのではないかと考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 今示されたとおり、所有者が最初は137名いたと、それが現在では町内に在住している人が33名、恐らくもう4分の1ぐらいになってきているんじゃないかと、3分の1、4分の1。所在不明の方も64名ということですから、ほとんどもう荒れ地に近いというのが現状です。

それで、私は思うに、南海トラフのこともありますし、いろんなことがあります。そういうことで非農地じゃなくて、通浜漁業者の方が大半を占めておられますけれども、あそこに避難住宅地をやったらいいかと、私は思うんですけれども、これは町の判断とかいろんなことがいるでしょうけれども、それと漁民の浜地区の方にすると、あっこ辺に近くに墓がないんだよねと、墓の建設もしてほしいなと言われることもあるんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

非常に通浜の方々が、いろんな面で困っていらっしゃるというのは、よく存じております。今出ました提案の墓という世界になりますと、ただ今後を見据えますと、墓の新設というのはずっと以前からなかなか厳しくなっている。これからを見通したときには、いよいよ墓も置き去りになっていくという状況があり得るかもしれません。

そういう面から言いますと、先ほどありましたとおり、非農地化をして、そして何らかの活用を皆様方と検討していくという形が、一番今取れる最大の方法であるというふうに思っ

ています。墓地はちょっとやっぱりなかなか。

それともう一つ、墓地の件がありましたので、通山の方々が、通浜の方々が通山に墓地をお持ちであります、あれも所在不明がかなり出てきまして、非常に今困っている状況もあります。そういうことを全体的に考えていきたいと考えています。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） 今、農地課のほうから非農地証明ということがあったんですけども、さっきから言いますように、非農地証明はどこにでもできる、どっちでもできる、この辺あんまりすると同じようなことになるんじゃないかと思うんです。だから目的を持った転用をお勧めしたいと思いますが、いかがですか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように、非農地で対応すると様々な土地用途にということになって、農地ではなくなるけど、モザイク状に活用ということになるおそれもあると思います。

あと一方でいうと、農地転用ということなんですけど、現在土地所有者がそれぞれになっていますので、まずそれをまとめた上で転用申請ということになります。となりますと、具体的に土地を見ていかないと分からないところではあるんですけど、全体として見たときになかなか転用申請というのも難しいのかなというふうには感じております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 難しさいろいろ、厳しさあるかと思えますけども、やっぱりそれをやり切るのが仕事だと思うんです。その辺も含めた中で頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

農地課で何か事業をとということはないんですけど、そのような計画等ありましたら農地課のほうも、積極的に協力をしながら、どういうふうにしたらできるかというのは模索して、一緒に考えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） いろいろと意見を聞かせてもらったんですけども、これが一歩でも前に進んでいくような形になっていけばいいなと思います。

と言いますのも、町長にお伺いしますけども、この一畝畑です。これは今の川南町の農地全体の縮図じゃないかなと、こう考えられるわけです。そう見るとやっぱり農地を守るためには、どうしていくかを考えていかなきゃいけない。この人口減少の中で人・農地プランという来年度からの発するその中に、そういうことを盛り込んだ中でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさしく議員が言われているとおりでと思います。ある意味、確かに縮図、町全体の、農地全体の縮図になっているんだろうと思います。

もともと農地法というのは農地を守るために、どうしてかということと人口が増える、食料が

足らなくなるという前提でのことだったと思います。今後は、午前中、昨日からの質問の中にもありましたけど、人口が減ることがどういうことか、私はそれも一つの方法だとは言っておりますが、ただし食料の増産という意味ではなく、環境とか住んでいる地域という形で見たときには、やはりしっかりと管理するということは当然大事なことでありますから、所有者を特定するというか、不明な土地をなくすという方向には、当然行くべきだと思います。

いずれにしても、町全体で方向性なり、対策なりは常に考え続けていくしかないと覚悟しているところでございます。

○議員(福岡 仲次君) 今、町長おっしゃったとおりが、一番問題点が多いんだろうと思うんです。中で、やっぱり川南町の進むべき道、これは農業以外にないんです。第一次産業ですから、その辺も含めた中でやっぱりこの児湯郡内の首長とのいろんな話も大事ですけど、川南町が陣頭指揮を取って農地を守るんだという心意気も見せていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) おっしゃるとおり、川南町が先頭に立って農地を守ると、農業を守るとそういう意気込みで、今後とも臨みたいと思います。

○議員(福岡 仲次君) ありがとうございます、今日、同僚議員がいろんな同じようなことを聞きましたので、あまり聞くこともなくなりましたが、今、町長がおっしゃったことを、将来的に守っていただいて、よりよい川南町の農業を発展させたいなと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(中村 昭人君) 次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員(河野 禎明君) 一般通告に従い、今日は2項目質問したいと思います。

1項目め、乗り合いタクシーの早急導入の件です。2項目め、休日時間外の悪臭通報窓口の件です。これはちょっと設置みたいなことですが、詳しいことは、下の質問席から質問させていただきたいと思います。

最初に乗り合いタクシーの件ですが、今、隣町の高鍋、木城、都農町、新富もちょっとタイプが違うと思うんですけど、乗り合いタクシーみたいなのが導入されています。町は今、乗り合いタクシーに関して、どのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○建設課長(黒木 誠一君) 高鍋、木城、都農の状況ということですが、すみませんちょっと新富は調べていないんですが、高鍋、木城、都農の状況といたしましては、予約の方法は、高鍋、木城、都農の状況としましては、3町ともデマンド型予約制による乗り合いタクシーを行っております。利用区間は3町とも行政区間のみです。予約の方法としましては、木城、都農は前日までに予約です。高鍋町は乗車時間の30分前で可能ですが、高鍋町は令和5年5月29日までの試験運行です。運行日については高鍋町は平日です。木城町は月水金の運行となります。都農町は平日と土曜日です。利用料金につきましては高鍋町と木城町は大人200円、子供100円、都農町は大人300円、子供150円となっております。乗降場所について

は、高鍋町は公共施設や医療機関の118か所、木城町は自宅から公共施設や医療機関の17か所、都農町は自宅から公共施設や医療機関等の45か所です。利用対象者につきましては、高鍋町のみ障害者の利用も可能となっております。

以上でございます。

○議員(河野 禎明君) やはりコミュニティバスの停留所が近くにない、足が痛い、歩くのが困難な高齢者は、自宅に来てもらえる乗り合いタクシーを必要としています。これは、とにかく近隣がそういうふうになり合いタクシーを導入しているわけですから、川南も、もちろんトロンバスが運行しています。だけど自宅には来てくれません。どうしても、やはり自宅に来てほしいという人が多数いらっしゃいますから、例えば、高鍋みたいに実証実験でもいいですから、週に1回か2回でも運行ができませんでしょうか。

○建設課長(黒木 誠一君) できる限り交通弱者の方々の意向に沿いたいと考えておりますが、川南町地域公共会議での合意が必要になりますので、民間圧迫を避けるため、乗り合いタクシー等の一般乗合旅客自動車運送業に関する協議を関係団体と重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員(河野 禎明君) 協議会の中でぜひ検討してほしいと思います。

この、私は今知り合いが3人ぐらいいるんですけど、1人の人は1時間に5回ぐらい同じこと話されます。もう私はちょっと認知症じゃないかと思うんですけど、でも運転されているんです。ほかにも2人ぐらい、車を見ると、全部のバンパーがどこそこぶつけています。

やはりこう考えてみると、コミュニティバスが利用できるちょっと状況じゃないんです。そういうことを考えると、この乗り合いタクシーの重要性というのが、今からどんどん増してくると思うんです。この業者の圧迫とか、そういうことも今おっしゃいましたけど、この乗り合いタクシーは大きく考えないと、私はいけないと思います。

なぜかという、自動車を持ちよったら年間の維持費が、保険料も合わせると10万から20万かかります。そして乗り合いタクシーが導入されてきてくれると、1回300円で乗れるとしたら、この人は、もし免許返納したとするでしょ。廃車したら、年間そうですね10万ぐらいの支援金をもらったのと同じぐらいのような、経済的な助けになると思います。特に、今、物価が物すごく上がっています。いろいろなものが上がってるわけだから、この乗り合いタクシーだけで考えるとちょっと難しいけど、それをすることで免許返納をする、経済的なものがもう全く変わってくるわけです。特に国民年金受給者の場合は、年金が少ないから大変です。

そしてやっぱもう今無理して運転してる人がいるんですけど、実際この前は97歳の人が歩道橋に乗り上げて42歳の女性をはねました。数年前はやはり高齢者が横断歩道を渡っている若い母親と子供をはねて、犠牲者が出ました。

もう今しょっちゅうニュースに聞くのは、私もですけど、70代以上の高齢者がコンビニに

突っ込んだ、どこそこに突っ込んだとかいう、ブレーキとアクセルの踏み間違いというんでしょうか、そういうことの事故防止にもなります。

だから、いろいろ考えると、この乗り合いタクシーというのが、今、業者圧迫とかそういうこともあるっちゃけど、全体的に考えて、生活困窮者も中にいるわけだから、もうそこを助ける意味でも、この導入はどうしても、月にたくさんじゃなくていいんです、1回か2回でも、実証実験でもいいんです。これ町長どうでしょうか。一つ町長が考えていただけると助かるんですが。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども、担当課長が答弁しましたが、交通弱者に対してやはり我々が何が打てるかというのは、どういう手が打てるかというのは、当然必要なことであると思います。

もともとこのうちのコミュニティバスにした理由は、やはりそういう業者間との話合いです。それを無視するわけにはいきませんが、実は現状一番の問題はタクシーの運転手がないと、夜10時以降に帰る手段がないというのが、ちまたで非常に問題となっています。この忘年会シーズンは、それも含めて町として非常に困っている部分があるわけですから、やっぱり話し合って何らかの方策を考える、アイデアを出すというのは、常に必要なことだと考えております。

○議員（河野 禎明君） そうですね、とにかく今から町長を交えていろいろ、町はこれを前向きに検討していただきたいと思います。

来年度に乗り合いタクシーの導入ができなければ、私はこういう方法もちょっとあるのかなと思ったんですけど、今私もちょっと利用しているんですけど、あんま券をもらっています。1年間に24枚です。1枚が1,000円の価値があります。それを頂いているんです。結構利用しています。これを例えばタクシー券の発行、1年間に24枚じゃちょっと厳しいんですけど、もうちょっと枚数を多くして、タクシー券を発行した場合は、もちろん業者の圧迫にはなりません。利用者は助かるし、この発行のことは検討できませんでしょうか。これは担当どなたでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 担当としてはいろんな計算をしていますので、現状としての答えは持っておりますが、もう一度言いますが、やはりこれから我々が向かう、私もそうですけど、高齢化社会に向けて何が必要なかというのは、もっと大きな視点で検討する必要があります。

本当に今タクシーの運転手がないので、タクシー券もらっても今、今日であれば使えないよと、本当にそういう事態にまでなってしまいました。これはやはり町全体として、いろんな議員にも知恵を借りながら、担当課も我々も一緒になって考えていくべき問題だと思います。

○議員（河野 禎明君） なかなか大変な運転手不足というのは、全国的に発生しているみたいですね。こうなると、何かいい方法がないのかと思って、トロンロンバスが、今順調

に運行しているわけですが、やはり、例えば私の地区にしてみると、停留所までが結構遠いんです。私のすぐ近くにいらっしゃる高齢者の方は、いつもタクシーを利用していました。千何ぼかかかっていました。愚痴もこぼされてきました。

例えば、このトロントロンバスを、今、停留所が108か所と決められているんですけど、そこ一歩踏み込んで、前日予約があれば、そこの自宅の前の道路ですか、そこで止まってくれれば、ここ辺ぐらいまで行ってくれれば、非常に助かるんですけど、これは予算もそこまで伴わないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 繰り返しになりますけれども、現在バス停までの距離の問題等があることは十分承知しております。繰り返しになりますが、タクシー業者への圧迫となることから、101か所の現状維持となっております。川南町地域公共交通会議において関係団体と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） もうタクシー業界の圧迫どころじゃないんです。運転手がいらないんですよ。今、町長がおっしゃったじゃないですか。コミュニティバスを活用するしかないんじゃないですか。

今の答え言われても、私はさっぱり困ります。コミュニティバスをうまく使ってタクシー業界の圧迫とかより、タクシー業界が運転手がいらないという深刻な問題が発生しているわけだから、コミュニティバス、トロントロンバスです、これの柔軟な運用が必要だと思います。もう一度返答してください。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども言ったとおり、本当に大きな問題であるのは重々承知しております。職員も職員の立場として、やはりいろんな関係者とつくり上げたシステムですから、そこはしっかりと筋を通した上で、将来に向かっては当然やるべきだと思います。

○議員（河野 禎明君） 本当に困っている高齢者がいるんですけど、免許返納も早くしないと危ないということが現実には起き得ると思うんですけど、今のようないい答えを聞いていたのでは、ちょっと私たちとしては納得はいきません。これ以上話しても無理でしょうから、次に行きたいと思います。

2項目め、休日時間外の悪臭通報窓口の設置みたいなことです。

今、役場の休日や時間外に鶏ふん発電所の悪臭が強いとの声があり、日曜日に北からの風のとときに、私は行きました。登り口のお寺、市納で悪臭が確認できました。それだけではありませんでした。通浜でも夕方から夜にかけて気流が止まったとき、悪臭がするということが連絡が来て、私も確認しました。これは時間外です。

こういうふうに井手ノ上もあります。井手ノ上運動公園付近でも、風向きで悪臭があると今言われています。これはまだ私は確認していません。ここで休日、時間外にちょっと悪臭が強いという声があるわけですが、これを窓口を用意することが必要じゃないでしょうか。どうでしょうか。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 河野禎明議員の御質問にお答えいたします。

まず悪臭苦情の現状でございますが、環境水道課に寄せられた悪臭が直近3年で見ますと、令和2年度が3件、令和3年度に6件、令和4年度が11月末現在で3件受けておるところでございます。

先ほどからお話がありました、休日、時間外の悪臭等に対する苦情でございますが、この時間外等の苦情につきましては、役場のほうに連絡をいただきますと、役場警備員のほうが苦情内容を伺いまして、緊急性の高い苦情、例えば河川に油が流出して早急にオイルフェンスを張って止めないといけないとか、そういった救急の場合以外につきましては、翌開庁日に役場職員のほうが、その苦情に対して、苦情の家に連絡をとって対応をいたしておるところでございます。

通告書にございます鶏ふん発電所についてですが、その現状についてですけれども、環境水道課に関しては、この件に関する苦情は今のところ寄せられておりません。昨日の町長答弁ともちょっとかぶるんですが、シルバー人材センターのほうに臭気測定をMBR周辺5か所で依頼しております。

11月の半ば現在で31回ほど調査をしていただいておりますが、報告を見ると全て数値がゼロから2ということで、臭気強度をゼロから5までの5段階に分けたとき、ゼロにいくほど臭いがなくて、数値が高いほど臭いが高いと、そういう状況ですが、通告書ではゼロから2ということで若干の臭いが確認される状況はあるんでしょうけれども、強い臭気が感じられるという状況にはないのかなと、その報告を見る限りです、と考えております。この調査につきましては、平日だけじゃなくて、休日も行っておりますので、一応申し添えいたします。

臭気については、臭いに名前もございませんので、発生源の特定が難しい場合とかもございます。これに関しましては、現地でしっかりした調査確認等を行わないと、なかなか解決にも難しいと思いますので、対応につきましては、今、行っているような対応で今後もいきなると考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 時間外、休日臭気測定をされているということで、なんかそのタイミングがうまく合わなかったのか分からないんですけど、やっぱり住民にとっては、やはり私もちょうと臭いましたけど、やっぱり厳しかったです。これは大変だろうなと思います。ぜひ町としては、昨日、同僚議員が一般質問してくれたので、私がすることがほとんどなくて、これでこの程度しかありません。

今日はもう簡単ですけど、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 先ほどの臭気調査という目的とかはまた別なんですけど、私ども水道も持っております、水道の職員が町内の水道施設の巡回を回ります。その施設の中に登り口加圧所という、森林発電所の付近にある施設にも行っております。

水道の職員にも、一応匂いの状況はどんげかというふうに問合せもしてみたんですが、弱い臭いを感じることはあるけども、そこまできつい臭いはということでございました。

それで、どうせ言っても無駄だから言わないという声も伺うんですが、こちらとしまして、苦情がないとなかなか動きづらいという状況もございますし、そういうのが感じられるようでしたら、役場のほうに、休日、時間外でも警備員のほうが対応いたしますので、連絡いただければ、こちらも苦情として対応ができますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議員(河野 禎明君) 大変前向きな意見でありありがとうございます。よろしくお願ひしておきます。町民、住民の人は本当に困っています。何とか、ちゃんと調べてよくなる方法を、町が取り組んでください。これで終わりたいと思ひます。

○議長(中村 昭人君) 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

議会運営委員会の皆様は委員会室に御移動を願ひます。そのほかの議員の皆さんは、議員控え室に御移動をお願ひいたします。

午後2時06分休憩

午後2時20分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

ただいま、児玉助壽議員から、都合により早退するとの届出ありましたので、御報告をいたします。

ここで、日程についてお諮りをいたします。

ただいま、町長から議案第67号「令和4年度川南町一般会計補正予算(第8号)」が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 昭人君) 異議なしと認めます。議案第67号「令和4年度川南町一般会計補正予算(第8号)」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

追加日程第1、議案第67号「令和4年度川南町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 追加日程を認めていただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案第67号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、債務負担行為の追加を行うものでございます。第1表の債務負担行為補正について御説明いたします。この債務負担行為補正は、防災行政無線再送信子局装置修繕料の限度額を137万5,000円と定め、追加計上するものであります。

重要な防災設備として位置づけています、防災行政無線の通浜地区に設置している再送信子局装置の基盤が腐食し、現在基盤のスペアで稼働させていることから、早急に対応する必要があり提案するものです。

以上、詳細につきましては、まちづくり課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議案第67号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、令和4年9月18日の台風14号が襲来した日に、防災行政無線の親局が無線電波を中継する再送信子局の異常を確認し、調査をしたところ基盤に腐食が確認されたため、無線を運用するために急遽業者所有のスペアで現在も対応しているところです。

修繕を要する再送信子局については、通浜地区に無線を放送する重要な施設であります。先ほども申し上げましたとおり、現在は業者所有のスペアで対応していますが、もしこのスペアが故障した場合には放送ができなくなること、修繕する基盤が受注生産で7か月の生産期間を要することから、早急に発注する必要があります。今回提案までに時間を要しましたが、一昨日ようやく見積書が提示されましたので、追加で提案させていただくものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆様お疲れさまでした。

午後2時25分散会